

協同労働（労働者協同組合）について学ぶセミナー資料 2025年5月22日

協同労働という働き方と労働者協同組合法



日本労働者協同組合
連合会 専務理事
田嶋康利



■ 持続可能で活力ある地域づくりのための「労働者協同組合法」 2022年10月1日に施行！ 144の法人設立（2025年4月1日）

- ・ 全党・全会派の参加・賛同による「議員立法」
- ・ 40年の実践から構想され実現した「市民立法」
- ・ 働くことを地域づくりに結ぶ「非営利団体法」
- ・ 共益と公益をかけ合わせる44年ぶりの「協同組合法」



労働者協同組合法は参議院本会議で全会一致で可決された

※2020年12月制定

「時代が求めた法律」
「コロナ禍に産声をあげたのは歴史の必然」
…社会的期待の高まり。
法制化運動を始めて20年、また40年に渡る全国の仲間の労働者協同組合が結実。

つくば労働者協同組合ー田んぼの管理・稲作

茨城県初の労働者協同組合として、2024年12月に発起人3名で設立総会を開催。2025年1月に登記。6町5反の田圃を、協同で管理、低農薬の米づくりに取り組む。「農業を足がかりに地域貢献し、地域の活性化につなげることを」を理念とし、休耕地・耕作放棄地の再稼働、後継者の育成が目的。3年間の助走期間を経て法人化。

共同管理している田圃は地権者から借り上げて（年間23万円）。販売はJAに80%、契約者に15%、直売所5%。

高齢化に伴う田んぼの管理、耕作放棄地の解消の依頼が増えており「重作業は私たち3人で行い、水管理などができる方々を組合員として増やしていく。今後、子どもや若い世代の農業体験もやってみたい」と。つくば市の「労働者協同組合運営費補助金」制度も活用。



2024年10月6日のつくば市役所で「『協同労働について学ぶセミナー』ワークショップ編」に労働者協同組合設立を検討されているメンバー2人が参加。



農業などで労働者協同組合

つくば労協

6町5反の田を3人で共同管理 重作業は3人で、水管理者など増やす

茨城県初の労働者協同組合として、昨年12月、「つくば労働者協同組合」（つくば市）が設立されました。6町5反の田んぼを共同で管理、米づくりに取り組んでいます。ワーカーズコープ連合会田嶋康利専務理事とワーカーズコープ・センター事業団東関東事業本部のメンバー、つくば市市民協働課のみなさんが2月28日につくば労協を訪問。視察し懇談しました。（連合会専務 田嶋康利）

休耕地・耕作放棄地再稼働、後継者育成も

つくば労働者協同組合は、中島史暁さんと兼業農家のメンバーが中心となり、3年の助走期間を経て、昨年12月に発起人3人で設立総会を開き、1月に登記。共同管理している

田んぼは地権者から年間23万円で借り上げ、低農薬での稲作に取り組みます。「企業を60歳前に退職して家業の農業を継いでいる。担い手が高齢化し、農作業ができ

ない状況が広がって、作付けしない農地が増えている。なんとか有効活用できないかと考えていたと中島さん。

「農業を足がかりに地域貢献し、地域の活性化につなげることを理念に、休耕地・耕作放棄地の再稼働、後継者の育成に取り組み

うと考え、昨年10月に開かれたつくば市協同労働セミナーのワークショップにも参加し、立ち上げました。

土づくりから育苗、代かき、田植え、本田管理（水の管理、中干

しでメタンガスの発生を抑える）、畦畔の除草（病害虫防除）、稲刈り、米の保管・出荷・販売までを行い、米の

販売はJAに80%、契約者に15%、直売所に5%の予定。



共同で管理している田んぼを視察。この後、トラクターでの耕起作業があった（右から2人目が中島さん）

高齢化に伴う田んぼの管理、耕作放棄地解消の依頼が増えており、「重作業は私たち3人で行い、水管理などができる方々を組合員として増やしていく。今後、子どもや若い世代の農業体験もやってみたい」と中島さん。体験を通じて、組合員も増やしたいと展望。つくば市の助成も活用します。

ワーカーズコープ山口の田んぼづくり、小農講座などにも関心があり、交流を進めていきたい。連合会加盟についても検討していく、とのこと。

農業分野での設立相談は千葉県鴨川市からもあります。

労働者協同組合・協同労働とは

■やりがい創る働き方「協同労働」 東京新聞2020年10月11日

出資 + 労働 + 運営 = ワーカーズコープ

労働者協同組合法案のポイント

- ▽組合員が自ら出資し、それぞれの意見を反映して事業を行い、自ら働くことを基本原理とする「労働者協同組合」を規定。多様な就労の機会を創出し、地域の需要に応じた事業を促進
- ▽組合は営利を目的に事業を行ってはならない
- ▽組合の設立は準則主義（官庁の認可は不要）。3人以上の発起人を要する
- ▽組合は組合員と労働契約を締結しなければならない
- ▽事業制限はない。ただし労働者派遣事業を行うことはできない
- ▽一部を除き、公布後2年以内に施行
- ▽現存する企業組合またはNPO法人は、施行後3年以内に総会の議決を経て組織を変更し、組合になることができる

臨時国会で法案成立へ

ワーカーズコープの働き方

働く人自らが出資し、働き、運営に関わる



一般的な働き方

企業の命令・指示のもと労働者が働く



協同労働

やりがい創る働き方

働く人が自ら出資し、運営にも携わる「ワーカーズコープ（協同労働）」という新たな働き方が実現しようとしている。協同労働を可能にする法案が、二十六日召集の臨時国会で成立する見通しだ。新型コロナウイルスの影響で廃業や雇い止めも相次ぐ中、労働者が自ら仕事を創り、生き生きと働ける新たな選択肢として注目されている。

（坂田奈央、石川智現）『取り組み30年』の面

「協同労働を担う組織」「労働者協同組合」を設立するための規則を定めた労働者協同組合法案が、与野党全党・全会派の賛同による議員立法として、先の通常国会に提出された。臨時国会で審議されれば、全会一致で成立する見通しだ。

法案は、労働者協同組合は①組合員が出資②組合員の意見を反映③組合員が組合の事業に従事④二原則に基づいて運営されることを規定。労働契約も締結するとし、最低賃金などが守られるようにした。

これに似た組織として、労働者自らが出資・運営する企業組合や、NPO法人があるが、労働者協同組合は、それらに比べてさまざまな面で有利に設計されている。企業組合を設立するには、都道府県知事の認可が必要だが、労働者協同組合は認可は不要。NPO法人は組合員による出資が認められず、手がける事業も福祉、観光振興など二十分野に限られているが、労働者協同組合は、組合員が出資して運営に参加することで労働条件などを自ら決められる。労働者派遣事業以外、どんな業種の仕事もできる。

関係者がまず念頭に置くのは、地域の需要があるのに担い手がいない事業への参入だ。①後継者不在で廃業を考えている中小企業の仕事を、従業員が労働者協同組合を設立して引き継ぐ②訪問介護や学童保育を、意欲のある人たちが労働者協同組合を立ち上げて担うなどのケースが想定される。

ワーカーズコープの法制化に取り組んでいた日本労働者協同組合連合会（東京都）の古村伸宏理事長は「地域に必要な事業に関わり、そこで暮らすための担い手を増やしていきたい」と話している。

全会派で議員立法 国会が社会変える

解説 労働者協同組合法案を制定する動きは、一九九〇年代にスタート。推進団体の要望を受け、与野党が長い年月をかけて検討を重ね、全会派が一致して議員立法を成立させるまで三〇年近く経った。立法府が役割を果たした意味は大きい。

国会議員は、政府が国会に提出した法案を審議するだけでなく、自ら立案した議員立法を提出し成立させることができる。官僚と違って選挙で選ばれ、国民に近い位置にいる国会議員に課せられた大切な役割だ。

しかし実際には、国会で成立する法案は政府提出法案が中心。昨年一年間に成立したのは政府提出法案七十一本に対し、議員立法は二十三本だけだった。限られた会期中で、政府提出法案の審議が優先されがちなことなどが原因だ。

協同労働法案では、格差社会で働く環境に置かれてきた労働者のために、与野党が立場を超えて協力。完成させた。国会関係者は、百条を超える規模の法案が議員立法で成立すること自体珍しいと指摘する。

政府の目が行き届かない分野は多い。小さな声に耳をすませ、より良い社会をつくるために、国民生活に資する法案を国会議員自ら立案することは、立法府本来のあり方だ。新型コロナウイルスで多くの国民が健康や仕事を脅かされている今は特に、できることはたくさんあるはずだ。

（坂田奈央）

「1面から大展開した『ワーカーズコープ』。いきなり大きなうねりとはならないかもしれませんが、働く人が自ら仕事を創り、生き生きと働ける社会は一つの理想です。5面『時代を読む』で哲学者の内山節さんが指摘する『知の支配が生んだ格差』を切り崩す一手かもしれません」（東京新聞2020年10月11日「編集日誌」）。

■労働者協同組合法の成立

2020年12月5日東京新聞一面

協同労働

働き方発展に期待

全会一致で法成立

議員は本紙に「立法府で取り組みが始まって十年。全会派一致で成立を見た」とは感慨深い。今後は協同

日本労働者協同組合連合会の永戸祐三名誉理事は「衆参両院の厚生労働委員会と本会議いずれも全会一致で可決された」と喜びをかみしめ、「今後は市民運動としても『協同労働』の新たな働き方を発展させていきたい」と語った。法案作成に携わった自民党の後藤茂之衆院議員は「組合員それぞれの意見を反映して事業を行う。地域を支える大きな推進力になってほしい」と指摘。立憲民主党の大河原雅子衆院議員は「コロナ禍で世界中が痛んでいる中、これまでと違う働き方や生き方を示し、働くことにわくわくするような内容だと述べた。法案の取りまとめ役を務めた公明党の榊原徹郎衆院議員は「労働を応援する議員連盟を立ち上げ、政省令の策定などを見守ってほしい」と話した。

労働者協同組合法の制定を目指してきた関係団体や、成立に尽力した国会議員らは四日、国会内で報告会を開き、法律に基づいた新しい働き方が広がることに期待感を示した。(柚木まり) ①面参照

仕組み活用を待望

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会の古村伸宏理事長の話 念願の労働者協同組合法が成立しました。この法制化に関わった全ての方々に深く感謝いたします。働く人の主体性と協同性を育み、みんなが個性を発揮する協同労働が社会的な仕組みとなります。コロナ禍の困難と地球環境の危機に直面する中において、誇りと尊厳に満ちた協同労働が広がり、さまざまなつながりを取り戻し、持続可能で活力ある地域づくりの実現に資するように、広くこの仕組みが知られ生かされることを待望します。

待ちに待った法制化

ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパンの藤井恵里代表の話 私たちの働き方「協同労働」が社会的に位置づけられ、国民に認知される時が来ました。大勢の先人たちは制度がない中、約40年もの間、市民のニーズに応える事業を非営利で行い、生活課題を解決してきました。待ちに待った法制化です。採決の場面、全議員が起立し「本当に成立するんだ」と確信した瞬間、目頭が熱くなりました。地域おこしや仕事おこしに世代を超えて活用され、無数の多様な組合が全国に広がることをイメージすると心が躍ります。

「労働者協同組合法」成立報告会



労働者協同組合法成立を受けて開かれた報告会であいさつするワーカーズコープ連合会の古村伸宏理事長（左）＝4日、東京・永田町で

選ぶ 新しい働き方

協同労働の働き方

働く人自らが
出資し、働き、運営に関わる



一般的な働き方

企業の命令・指示のもと
労働者が働く



協同労働法成立

働く人が自ら出資し、運営に携わる「協同労働」という新しい働き方を実現する労働者協同組合法が四日の参院本会議で、全会一致で可決、成立した。二年以内に施行される。やりがいを感じられる仕事を自ら創り、主体的に働くことを後押しする仕組み。介護、子育てといった地域の需要にかなう事業が生まれ、多様な雇用機会の創出につながる効果が期待される。

(坂田宗央) 関係者ら期待の面

これまで介護や障害福祉、子育て支援、街づくりなど地域の課題に取り組み人たちは、NPOや企業組合などの形態で活動していたが、認可を得るのに時間がかかったり、活動分野が限られたりしていた。そうした課題を克服する「労働者協同組合」という新たな形態が考え出された。労働者協同組合法は全百三十七条で、労働者協同組合を設立する規則を定める。①組合員が出資②組合員の意見を反映③組合員自ら事業に従事④三原則に基づいて運営されると規定。官庁の認可は必要とせず、三人以上の発起人がいれば届け出のみで設立できるとした。組合員が組合の運営に携わると、労働者ではないとみなされ、労働法制の保護を受けられず低賃金などを強いられる懸念があった。このため法律は、組合が組合員と労働契約を締結するよう義務付け、労働者として保護されるようにした。法制化の動きは一九九〇年代にスタート。二〇〇八年に最初の超党派議員連盟が発足し、与野党の枠を超えて検討を続けてきた。百条を超える議員立法の成立は珍しい。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で企業の経営難や雇用不安が広がる中、雇用の受け皿となることも期待されている。各組合が経営基盤をどう安定させるかなが課題となる。

自ら出資、運営 多様な雇用創出へ

協同労働

説論

1人1人が主人公の働き方が始まる。労働者協同組合法が1日施行。みんなで出資し、話し合って運営し共に働く「協同労働」が特徴だ。食や農、福祉など多様な地域の困り事に向き合いサービスを届ける。仕事と暮らしを結び、地域につながりを取り戻す。新しい協同の風を興そう。

同法は議員立法で2年前、全会一致で成立した。協同組合関連の法律は44年ぶりである。立法化まで約20年。日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会を中心に、40

年に及ぶ実践や議会への働きかけが実を結んだ。

その魅力は、事業開始のハードルが低く、働き方の選択肢が増えることだ。発起人が3人いれば、届け出だけで法人として事業を始められる。あらゆる事業が対象となる（労働者派遣事業を除く）。

最大の特徴は、働く人が出資、運営すること。1人1票で平等な議決権・選挙権を持つ。非営利なので株式会社のような出資配当はない（仕事量に応じた配当は可）。組合員は労働契約によって、最低

賃金や労災保険など労働者としての権利が保障される。

法律が目指すのは「持続可能で活力ある地域社会の実現」（第1条）。住民が当事者となり、事業を通して地域課題に向き合う。協同組合の原点がそこにある。日本労働者協同組合連合会の古村伸宏理事長は「共益と公益をかける合わせたもので、これからのコミュニティの在り方を考える仕組み」と意義を語る。

既に「協同労働」という働き方は、就労支援、介護や福祉サービス、子ども食堂、耕

作放棄地の解消、農産加工や直売所などさまざまな分野で取り組まれている。

こうした事業や活動を法的に担保する仕組みができた以上、いかに活用するかが課題だ。いち早く協同労働モデル事業を推進してきた広島市の松井一實市長は「持続可能な地域社会実現の追い風になる」と歓迎する。協同組合の先輩格であるJAグループも、「小さな協同」との連携を通して助け合いのネットワークを広めてほしい。まずは実績のあるNPO法

「1人1人が主人公の働き方が始まる。労働者協同組合法が1日施行。みんなで出資し、話し合って運営し共に働く『協同労働』が特徴だ。食や農、福祉など多様な地域の困り事に向き合いサービスを届ける。仕事と暮らしを結び、地域につながりを取り戻す。新しい協同の風を興そう。

人や企業組合から移行するのが現実的だ。「半農半X」などで新たに事業を起こす移住者、農福連携の運営者、農産加工や直売所を運営する女性や若者にも門戸は開かれている。労働者協同組合の裾野を広げるため、自治体の支援、省庁間の連携も求めたい。

「協同労働」は、働くこと、仲間とつながること、地域社会で生きることの意味を問いかける。それは新自由主義が招いた貧困と格差、分断と孤立、地方の衰退を食い止め、地域社会の再生を展望する道につながっている。仕事おこしと地域おこしの主人公になるのはあなただ。

2022・10・1

…すでに、『協同労働』という働き方は、就労支援、介護や福祉サービス、子ども食堂、耕作放棄地の解消、農産加工や直売所などでさまざまに取り組まれている。

…『協同労働』は、働くこと、仲間とつながること、地域社会で生きることの意味を問いかける。それは新自由主義が招いた貧困と格差、分断と孤立、地方の衰退を食い止め、地域社会の再生を展望する道につながっている。仕事おこしと地域おこしの主人公になるのはあなただ」。

話し合いを あきらめない

まちかどの民主主義

① 協同労働

法に新しい工夫を加え、熟議の末に合意を目指す取り組み。民主主義を取り戻すヒントは、私たちの身近なところにあるのかもしれない。春の統一地方選も視野に、まちかどで見つけた民主主義再生の動きを全7回で伝えていく。

民主主義が機能していない、と言われるようになってから久しい。国会では自民党一強が続き、野党は対立軸を示せない。しかし、私たちの周りには、政治家の力を借りずに自分たちの手で民主主義を高めていくという動きも広がっている。従来の方



協同労働で運営する学童保育の施設内でゲームを楽しむ児童と職員たち＝昨年12月28日、東京都国分寺市で（平野皓士朗撮影）

者を尊重し理解しようとする姿勢こそ、民主主義の原点といえる。丁寧な合意形成で決めた事柄には全員の納得感があり、事業の推進力となる。地域食堂を立案した常勤職員の加藤真深さん（38）は「大変だけれどもみんなの合意形成ができると、目標に向かって歯車が合い、勢いよくできる」と実感する。

同じように協同労働で、障害者の就労支援のカフェを運営する「こみっとブレイス」（東京都豊島区）は、スタッフと障害のある利用者が共に参加する会議で、カフェをよりよくするアイデアを考えている。

所長の神戸川歩さん（40）は「できないと否定するより、どうしたらできるかを考える」と話す。意見が反映されると、利用者もより積極的に運営に関わるようになるという。

協同労働は昨年十月に法律が施行されて制度化され、会社員でもフリーランスでもない新しい働き方として注目を集めている。制度に詳しい明治大の高大研道教授（50）は「協同労働の会議は、一方的に誰かが話す場ではなく誰もが安心して話し合える空間。一方で、社会には安心して意見を言えない時代の空気がある。協同労働のように話し合える場を地域や社会にも広げていくことができるかが問われている」と話す。

（寺本康弘、山口登史）
＝斎藤幸平さんに聞く②面

「冒険だけやってみようか」「いや、どこかで行き詰まるんじゃない」

昨年十二月下旬、東京都国分寺市の学童保育所「ふじSUNクラブ」で月に一度開かれる団会議。地元の人に安価な手作り弁当を販売するイベント「地域食堂」の運営で、支援団体の助成を受けずに実施するかどうか話し合われた。職員は三十一、七十代の男女八人。常勤もいれば非常勤もいるが言葉に遠慮はない。全員が意見を出し合った会議は二時間に及んだ。学童を運営する事業所は、働

く人が入る時に同額を出資し、一人一票の議決権を持って経営に関わる協同労働を実践する。所長はいるが対外的な肩書だけで、職員同士に上下関係はない。いわば全員が社長であり従業員でもある。トップダウンの指示は避け、全員の合意形成を大切に。団会議は一般の会社なら取締役会に当たる。

「一人一人が主人公で自由に意見を出し合える。協同労働を推進する『日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会・セクター事業団』の田中羊子理事（長）はこう意義を強調する。

ただ、一人一人の意見を尊重する話し合いは時間がかかる。ふじSUNクラブの地域食堂も二〇二二年十月の会議で話が持ち上がったから、実現できたのは二年四月と半年かかった。「なぜ学童の職員なのにやらないといけないのか」。非常勤の職員が投げかけた疑問を解消する話し合いに時間をかけたためだ。

田中さんは「協同労働は対立も生まれるが、語り合えば一致点は見いだせる。キーワードは『話し合いをあきらめない』だ」と話す。話し合いに不可欠な他

みんなが社長
みんなが従業員

■田村憲久衆議院議員「与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム」座長、元厚生労働大臣）からの期待

「労働者協同組合法により、社会がどう変わるか楽しみです。その効力はワーカーズコープの皆さんのところにとどまらず、いろんなところ、いろんな人たちが、こういう形態で働き出す、事業を始める。企業でも、働いている人たちの意識が変わる。みんなで話し合い、一人ひとりの意見を大切にし、地域を大事にしようとする流れが始まると思います。この法律が社会に広がっていくことによって、社会がどう変わっていくか。とても楽しみです。

協同労働というあり方は、本質的にすばらしい理想の働き方だ、めざすべき社会をつくるものなんだ、というのがみんなの共通認識になってきたと思います。この法は一つのツールです、市民がこれを使って、今あるいろんな問題を解決していく。それは、まちづくりそのものになっていきます。市民はすごい道具を手に入れることになるます」。

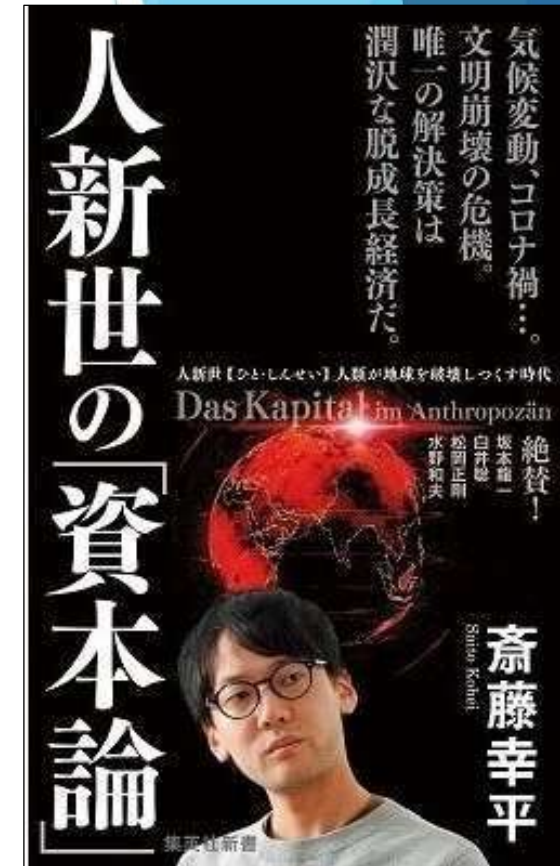


■ 齋藤幸平（東京大学准教授）のワーカーズコープへの期待

「（ワーカーズ・コープの）力点は『自分らしく働くこと』だ。ワーカーズ・コープでは職業訓練と事業運営を通じて、地域社会へ還元していく『社会連帯経済』の促進を目指す。

労働を通じて、地域の長期的な繁栄に重きを置いた投資を計画するのである。これは、生産領域そのものを<コモン>（社会の共有財産）にすることで、経済を民主化する試みにほかならない（「『人新世』の資本論」2020年9月）。

「ワーカーズコープとして林業に取り組む人たちに取材しましたが、彼らはみんな話し合いながら、短期的な儲けではなく、地域にとって役立つ仕事は何かを考えながら、主体的に仕事に取り組んでいました。別のところで働いていた頃は、振り分けられた仕事をするのが当たり前だと思っていたけれど、自分たちで仕事を仕立てるところから始めるのは大変だが、やりがいがあると言っていたのが印象的でした」（週プレNews、2021年1月9日）。



法制化された労働者協同組合、
その働き方である「協同労働」とは何か

■労働者協同組合とその働き方－協同労働とは

私たち日本労働者協同組合連合会では、市民や働く者が自ら出資して事業・経営を主体的に担い、話し合いを深め、生活と地域に必要な仕事を協同でおこし、よい仕事へと高める－この“**協同労働**”という働き方に到達するまでに、40年以上にわたる試行錯誤と格闘を重ねてきた。

2015年に策定した私たちの原則の中で、協同労働を「**共に生き、共に働く社会をめざして、市民が協同・連帯して、人と地域に必要な仕事をおこし、よい仕事をし、地域社会の主体者になる働き方**」と位置づけている。

協同労働の働き方 ⇔ 民間営利企業



協同労働とは

働く人や市民が**出資**して、主体的に
経営に参加しながら、生活と地域に
応える仕事を協同でおこなう働き方。

「**協同労働**の協同組合」。



労働者協同組合法



「労働者協同組合法の制定」衆議院法制局第五部一課

「昨年12月に成立した労働者協同組合法は、特定非営利活動促進法（NPO法）と並び、今後の我が国市民社会にとって極めて重大な意義を有する法律」。

「労働者協同組合は、①組合員による出資（出資原則）、②組合員の意見を反映した事業の運営（意見反映原則）、③組合員自らその事業に従事（従事原則）という**協同労働の理念**に従って事業が行われることを主眼とするものであり、労働者協同組合法では、これらの3つの原則を基本原理と位置付けるとともに、その趣旨を支え、あるいは具体化した規定を設けることで、**協同労働の理念**に従って事業が行われることを法律上担保しています。

この点が、他の協同組合やNPO法人との大きな違いといえます」。



「時の法令」（株）朝陽会、
2021年5月30日

協同労働の可能性

はたらきにくさ

- ・障がい者支援・農福連携
- ・若者支援 若者の強みを生かした仕事づくり
- ・包摂力のある職場づくり（どんな分野の仕事でも）

社会的排除

- ・居場所づくり（みんなのおうち）
- ・介護保険以外の支え合い事業

非正規労働

- ・ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）
- ・高齢期の仕事おこし

SDGs

- ・環境、社会、経済の調和
- ・自然エネルギー
- ・エシカルな活動（環境保全、フェアトレード等）

人口減少
地方創生

- ・持続可能性の高い地域経済（自給循環、継業）
- ・自治会、町内会の維持、発展
- ・第一次産業の維持、発展

持続可能で活力ある地域社会の実現

■協同組合とは

「協同組合とは、人々の自治的な協同組織であり、人々が共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを実現するために自主的に手をつなぎ、事業体を共同で所有し、民主的な管理運営を行うもの」（国際協同組合同盟：ICAの定義）。

ICAには、**109か国から312の協同組合が加盟**（2018年10月時点）。組合員の総数は約12億人、年間事業規模250兆円（トップ300の協同組合の合計）。

2012年に続いて、**2025年が国連の国際協同組合年**に、2016年にはユネスコの無形文化遺産に登録。イギリスでは、産業社会の到来に対して、株式会社の法制化（1856年）の5年前に協同組合が法制化。



ロッチデール先駆者協同組合の最初の店舗
（近代的協同組合の発祥）。

「組合員の社会的・知的向上」「一人一票による民主的な運営」「取引高に応じた剰余金の分配」などを掲げ1844年12月にイギリスのランシャーに最初の労働者の生協の店舗が開設された。

日本には、農協や生協、漁協、労働金庫、こくみん共済コープ、信用組合、森林組合、**労働者協同組合**などの協同組合が存在し、延べ約1億700万人が組合員。

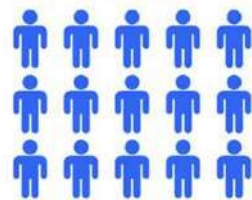
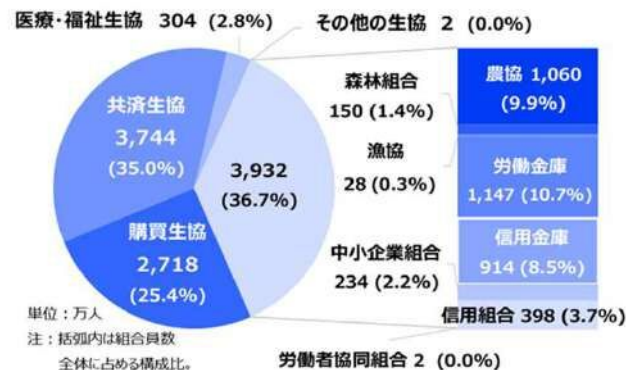
業種は、農林水産業・購買・金融・共済・**就労創出・福祉・医療・旅行・住宅**など。2018年に日本の協同組合が一堂に集まり、持続可能な地域と仕事を協同組合の協同の力をつくることを目的に「日本協同組合連携機構」(JCA) を結成。

数字で見る日本の協同組合

組合員数

延べ
1億700万人

(複数の協同組合に加入している場合は重複して計上しています)



常勤役職員数

57万人

事業全体

協同組合が生み出す
付加価値額

5兆2千億円

注：付加価値額＝売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課

施設

組合員が利用できる
協同組合の施設数

3万6千か所

購買事業

協同組合の
食料品・生活用品供給高

4兆円

購買事業

協同組合の農林水産業
生産資材供給高

2兆円

販売事業

国内農林水産業産出額の

半分超が

協同組合を通じて出荷・販売

共済事業

国内保障市場における
協同組合のシェア

14%

信用事業

国内の預貯金額の

23%が

協同組合へ預けられています

信用事業

協同組合の
貸出金額

164兆円

一般社団法人 日本協同組合連携機構 (JCA)

<https://www.japan.coop/>

「2019（令和元）事業年度協同組合統計表」より作成
©2022 Japan Co-operative Alliance

■ 協同組合と株式会社の基本理念・運営方法の違い

	協同組合	株式会社
1. 目的	組合員として自らの事業を利用する (非営利) 事業の利用による生活の安定、生活文化の向上	株主が利潤の配当や株の値上がりを期待 (営利)
2. 誰のものか (所有)	組合員は自然人が基本 (人の結合体)	株主は自然人に限定されず、法人も可 (資本の結合体)
3. 誰によって (運営と利用)	出資者・利用者・運営者＝組合員 日常の組合員参加による運営 一人一票の議決権	出資者・利用者・運営者が一致しない 経営部門が分離し、株主は日常運営に通常参加しない 株数に応じた議決権
4. 財務面の 特色	出資配当に制限がある 剰余金の利用高配当を行う場合がある	利潤の配当には制限がない 利用者に対する配当は特にない

出典：日本協同組合連携機構編「新協同組合とは-そのあゆみとしくみ」

■世界の労働者協同組合

世界では**1,115万人が労働者協同組合**に組合員として参加（就労者約2000万人）し、その活動は多岐にわたる。欧州では、15カ国で130万人の労働者を雇用する5万の労働者協同組合企業が存在。工業・手工業、サービス業、建設、社会サービス、文化教育などの事業領域。

G7諸国で最後に設立された日本の労働者協同組合法。韓国では、2012年に協同組合基本法が施行され、新たに協同組合が2万5千を超える団体が設立、7割が稼働。2018年度、雇用者数（賃金労働者＋有給型役員）は3万1,335人。

2021年11月29日、欧州、南北アメリカに続いて、アジア・太平洋地域に、日本労協連が主導して8カ国から10団体が参加して労働者協同組合の国際ネットワーク（CICOPA-AP：アジア太平洋）を立ち上げ。



その中心に「労働者協同組合」

スペインの労働者協同組合
（17,140組織、30万人の組合員労働者、その他50万人）。サービス関連事業（高齢・障害ケア・心理カウンセラー、学校）、文化・芸術、建築など多岐にわたり、社会的連帯経済の主要な担い手（工藤律子「スペイン『労働者協同組合』の最前線」、雑誌世界203年4月号）。

■国内の「協同労働」で働く人々と組織

- ①日本労働者協同組合連合会 失業当事者の就労創出の運動から出発（40年余の歴史、1万5千人が就労、385億円）。
 - ②ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン（WNJ） 生活クラブ生協などの生協運動から女性たちの社会貢献事業として出発（350団体、7千人、140億円）。
 - ③障害のある人びとの就労創出に取り組む団体 NPO法人共同連（わけない、切らない、共に働くを掲げ社会的協同組合をめざしている）、浦河べてるの家（北海道浦河町にある当事者団体、当事者研究を実施）など。
 - ④農村女性起業（農村女性ワーカーズ） 農産物の加工、直売所、レストラン等（個人・団体で9,497起業（個人5,178、団体4,319、うち法人が1,554、2016年度農水省調べ））。
 - ⑤住民出資による「共同売店」の起業 農協の合併などによりJA店舗の撤退した跡地に、地域住民が出資して起業（西日本・九州に多い）。ガソリンスタンドや食材、日用品などを販売。当番制を用いて運営をしているところも。
- ※実態として、およそ10万人の就労、40年の歴史、1,000億の事業規模。協同労働の法制化の社会的根拠。

■日本労働者協同組合連合会の概要

- ◎事業規模 385億円（2023年度）
- ◎就労者数 1万5,000人
- ◎加盟組織 46団体
- 正会員20、準会員26（2025年3月現在）

労働者協同組合法人の正会員、企業組合法人、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人などの準会員で構成。

◎関連組織：（一社）日本社会連帯機構、（一社）協同総合研究所

◎連携組織：日本協同組合連携機構（JCA）、国際協同組合同盟（ICA）、労働者福祉中央協議会（中央労福協）、東京商工会議所などに加盟

●最大規模の労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター 事業団

（全国組織の労働者協同組合のモデルとして、連合会が1987年に立ち上げ）

- ・事業高 259億5千万円
- ・組合員 8千人
- ・就労者数約1万人
- ・21の事業本部（北海道から、九州・沖縄まで）
- ・全国に約450の事業所

◆労働者協同組合の事業領域

～制度をこえて、生活と地域の必要に応える仕事を自らの手で～

①協同組合連携

建物管理、清掃、ハウスクリーニング、物流…

②共生ケア

高齢者介護、障がい者介護、高齢障がい者施設…

③子ども・子育てケア

保育園、学童保育、児童館、放課後等デイ…

④公共施設の運営

市民活動センター、コミュニティ施設、高齢者福祉センター、

⑤自立・就労ケア

生保・困窮者支援、若者支援、就労支援、自立援助ホーム、職業訓練…

⑥地域生活産業

配食、食堂、住まい、BDF、環境保全型(農業、林業、緑化)…

⑦社会連帯

フードバンク、子ども食堂、居場所づくり…小農森林ワーカーズ



■労働者協同組合の原理・原則

1. 働く人は出資をして組合員になる 多くの労働者協同組合は、一人一口5万円出資、自らの給与2か月分の増資に取り組んでいる。出資は、①一人一票の議決権を持ち、対等平等の関係の基礎、②経営に対する参加意識の自覚を高める、③必要な資金を自らの手で出し合うことで、他からの支配を受けず、＜自立した経営基盤＞をつくる。

2. 話し合いを大切に、よい仕事と仕事おこしを進める 一人ひとりが民主的に経営に参加して、話し合いを深め、生活と地域に必要な仕事をおこし、よい仕事へと高めていく。これを『全組合員経営』として取り組んでいる。

3. 一人ひとりの人間的成長と発達、持続可能な地域づくりをめざして共に働く 協同労働による「よい仕事」を通して人間的に成長発達するーこの格闘の歴史。

■労働者協同組合が大切にしている価値

1. 先人たちの思いと伝統を引き継ぐ・・・「失業と貧乏をなくし、戦争に反対する」

2. 協同組合として大切にしている価値・人間観

①人間の主体性への信頼、当事者性の尊重、②協同の価値ー多様性、ちがいを認め合って協同する、③コミュニティへの関与、未来への責任。

自分たちだけの利益ではないー社会変革、社会連帯の思想を大切に、地域、社会の必要に応え、仕事をおこす。

■「労働者協同組合」法制化への経緯の中で－賛同と支援

◎950を超える地方議会での法律の早期制定決議

◎協同組合（日本協同組合連携機構：JCA）や労働者福祉中央協議会の賛同と支援。

◎与党協同労働の法制化に関するワーキングチームの十数度にわたる実務者会議で、当事者団体である労協連やWNJの意見を丁寧に聞き取っていただき、実態に即した法案作成作業を“共同作業”として行っていたこと。

◎超党派「協同組合振興研究」議員連盟やWTの国会議員、厚生労働省などの官僚の方々が、ワークスコープの事業所・現場を視察いただき、組合員の声と姿に直接触れ、職場で主体的に働く仲間の姿が、困難を抱える当事者や地域住民を突き動かしているという実践に感動し、法制化の必要を強く確信していただいたこと。

法制定後、法の活用を推進する目的で超党派「協同労働推進議員連盟」が発足。

◎衆議院法制局による、あらゆる批判に応えられる水準の法案を作成するとの決意。

労働者協同組合法のポイント 法の全文は、こちらのサイトから

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=502AC00000000078_20221210_0000000000000000

労働者協同組合とは

特徴1 新設の労働者協同組合法で法人化
3人以上の発起人で設立。官庁の認可不要

昨年末に
成立

労働者協同組合法の
ポイント

目的

組合員が出資し、それぞれの意見を反映して事業が行われ、組合員自ら事業に従事することを基本原理とする。多様な就労の機会創出を促進し、地域の需要に応じた事業を促進する

労働者協同組合

組合員と労働契約を締結しなければならない
組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず平等
営利を目的に事業を行ってはならない
組合の設立は準則主義(官庁の認可は不要)。3人以上の発起人を要する。
毎年度の剰余金の20分の1以上を就労創出等積立金として積み立てなければならない

特徴2 事業の限定がなく、
地域社会の振興など
多様に活動

たとえば...

共同農園や
林業などの
1次産業

若者や困窮者の
自立支援、
障がい者就労

コミュニティカフェや
子ども食堂など
居場所づくり

放課後児童クラブ、
保育園など子育て関連

訪問介護などの
介護事業

一般的な株式会社は...

- ・利益追求を目的に設立。最低資本金など制約あり
- ・株式を発行して資金を集め、株主に配当
- ・トップダウンの意思決定
- ・収益拡大と雇用維持



NPO法人は...

- ・市民による社会貢献活動
- ・寄付は受けられるが
出資はできない
- ・事業分野は20種類に
限定

企業組合は...

- ・営利目的。出資や配当も
可能
- ・4人以上で設立
- ・最低資本金の制約なし
監督官庁への認可制

特徴3

協同労働
全員で

出資 労働 経営

一人一票の対等な
立場で運営

メリット

同じ思いを持つ仲間と運営できる
地域の課題を仕事として解決できる
一人一票で役割分担。代表だけに責任が偏らない
休みや働き方を話し合いで決められ、ゆるやかに働ける

課題

話し合いを重視する分、意思決定が遅れがち
意見が割れた時の合意形成をどう回るか
収益をどう確保するか
最低資金での労働を強いられるおそれ

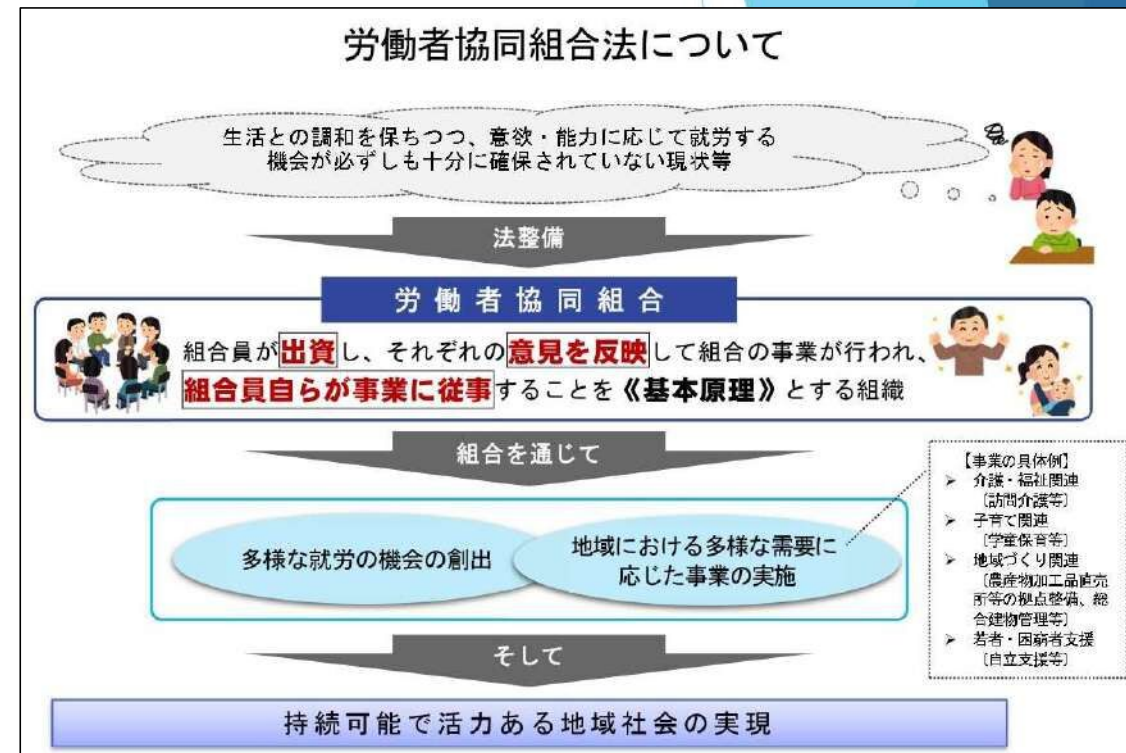
東京新聞
2021年2月1日

■法の目的（第1条）

「この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、

組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、

多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする」



◎基本原理としての意見反映原則

「組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織」。

※意見反映原則とは「組合員による出資、労働（、経営者としてではないが、『共益権の行使』を通じての経営参加）が一体となった協同合組織」（衆議院法制局）を規定した原則。

ワーカーズコープの『全組合員経営』が基本に置かれている。

「**共益権**とは、組合員が組合の意思決定に参加し、組合の事業活動を**是正・監督する権利**。**組合員が組合の意思決定に参加**することが担保されている」（法制局）。

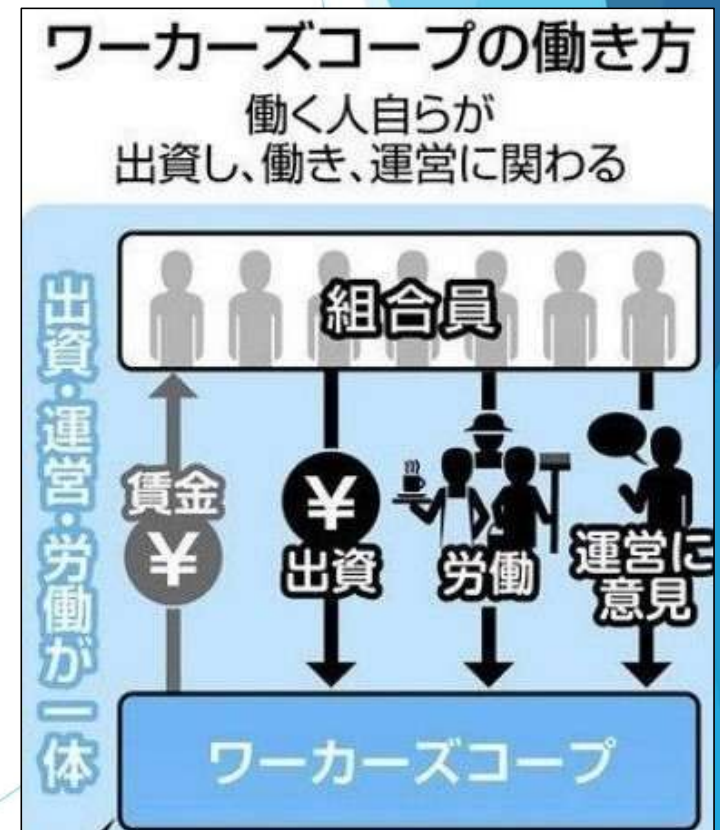
※意見反映に係る法律の条文

◎第3条2 その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること。

◎第29条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

12 組合員の意見を反映させる方策に関する規定

◎第66条 理事は、各事業年度に係る組合員の意見を反映させる方策の実施の状況及びその結果を、通常総会に報告しなければならない。



「意見反映」とは「全組合員経営」～ワーカーズコープの場合

どうしたら、一人ひとりが当事者性を高め、力を発揮し、主体者として成長発達できるのか

- ①出資して組合員になる ～自分たちでつくり出す、一人一票…対等平等の関係の基礎
- ②よい仕事の探求 ～利用者や地域にとって何が必要か、最善なのかをまん中にすえて
- ③話し合いを大切に ～思っていることが言い合える。安心して自分を出せる。弱さや違いを認め合い、お互いを生かし合う、排除しない
- ④経営を自分ごとに ～働き方を自分たちで決められる。情報を共有し経営をみんなで担う
- ⑤まずはやってみる ～一步を踏み出すことを大切に。失敗や苦勞の経験から学び成長する
- ⑥利用者や住民と共に ～お客様にしない。誰もが自らの暮らしと地域をつくる主人公に

「意見反映（話し合い）」の深まりが地域づくりに生かされる

利用者や地域の声を聴きとり、その願いと困難に寄りそい、一緒に考え、話し合い、力を合わせて実らせる働き方が人々の力をひき出す

- 利用者や社会的困難を抱える仲間も、共に地域の支え手に
- 地域の方々も協同労働で元気に～地域のことは自分たちの手で！

協同労働の実感を語る組合員の言葉

「利用者や地域のために働ける」「願いをかなえる働き方」

「ないならつくっちゃえ！」「1人の“困った”をみんなの“よかった”に」「自分たちで決められる」「安心して自分が出せる」

「話し合うことをあきらめない」「社会は自分たちの手で変えられる」

協同労働の職場づくりの指針

「存在目的の共有」「誰でもが安心できる場」「話し合いを深める」

「経営を自分ごとにする」「利用者、住民と共に地域づくりを」

労働者協同組合法のポイント

- ①法の目的… 多様な就労機会と地域の需要に応える仕事づくり、
持続可能で活力ある地域社会の実現
- ②基本原理…出資・意見反映・事業従事（労働）の3つの原則を基本原理とする
- ③民主主義…一人一票の平等な議決権、選挙権、定款、就業規則、役員、労働条件、
利益処分、事業計画、などを共同決定する
- ④準則主義…意志があれば誰もが届け出で設立できる（3人以上の発起人）
- ⑤事業領域…労働者派遣業以外すべての事業領域が可能、地域にも制限なし
- ⑥労働者性…組合員は、組合と労働契約を結び労働法制が適用される
- ⑦非営利性…営利を目的として事業を行ってはならない（配当を第一義としない）
（事業剰余は法定準備金（1/10以上）、就労創出の積立金（1/20以上）、
教育繰越金（1/20以上）の積立て後に、従事分量分配が可能。出資配当は
不可）

その他

- 総組合員の4/5以上は事業に従事し、事業に従事する3/4以上は 組合員であること
- 理事会必置（3人以上）、小規模組合（20人以下）での組合員 監査会の設置
- 所轄官庁は単位組合は都道府県知事、連合会は厚生労働省
- 法の施行は成立・公布後2年以内、5年後に見直し
- 企業組合法人、NPO法人からの移行措置が規定され、施行後3年以内

労働者協同組合法の特徴と制定の意義

- ①時代の要請に応え「持続可能で活力ある地域社会の実現」を目的に掲げたこと。
- ②主体である労働者の主権を明確にしたこと…「基本原理」と意見反映原則
持続可能な地域づくりの主体者たろうとする新しい労働者像を社会に提起し、
制度化したこと。

労働者協同組合法の一部改正（2022年6月13日成立） （「非営利性を徹底」した新類型「特定労働者協同組合」）

①認定(都道府県)の基準

- ・ 非営利を徹底する旨の定款
剰余金の配当を行わない、解散時の残余財産の国庫等への帰属
- ・ 定款違反行為のないこと
- ・ 理事の親族等関係者が理事総数の1/3以下
- ・ 必要書類の提出と公開 貸借対照表、定款、役員名簿、損益計算書、役員報酬・給与等規程
- ・ 外部監事の設置

②認定の取り消し、罰則等の規定

③税制上の取り扱いを、特定労協法人については、公益法人等、非営利型一般社団、NPO並びとする。

※ちなみに、労協法人は普通法人。

法人格	労働者協同組合法	NPO法人	一般社団法人	企業組合	株式会社
根拠法	労働者協同組合法	特定非営利活動促進法	一般社団法人および一般財団法人に関する法律	中小企業等協同組合法	新会社法（2005年6月）
基本的な考え方	組合員が出資し、事業運営に組合員の意見が反映され、事業に従事することを基本原理とする。（非営利法人）	市民参加に力点が置かれた法人。行政とは異なるパブリックの空間をつくる（非営利法人）	法人格の取得と税の優遇を受ける。税の優遇のない簡易な非営利法人制度の創設（非営利法人）	個々の経験や技能を経営資源として、事業と職場を同時に創り出す。営利追求ができる（営利法人）	営利追求ができる（営利法人）
出資	可能	不可	不可	可能	株式
事業内容	労働者派遣事業を除くあらゆる事業	20の分野の特定非営利事業、その他の事業	公益事業 収益事業	商業・工業・鉱業・運送業・サービス業等の事業経営	あらゆる事業
設立時構成員	3人以上	10人以上	2人以上	4人以上	1人以上
労働者	組合員（組合と労働契約）	従業員 法人代表者に雇用される者	従業員 法人代表者に雇用される者	組合員（個人加入）	従業員
構成員	組合員	社員（正会員） 賛助会員	社員※名称は自由例）正会員、一般会員、賛助会員	組合員	株主
議決権	組合員1人につき1議決権	1会員1議決権	原則として1会員 1 議決権	組合員1人につき1議決権	株式数に応じる
設立手続き	準則主義 （設立登記のみ）	認証主義 （所轄庁の認証が必要）	準則主義 （設立登記のみ）	認可主義 （設立登記）	準則主義 設立登記のみ

労働者協同組合法のポイント

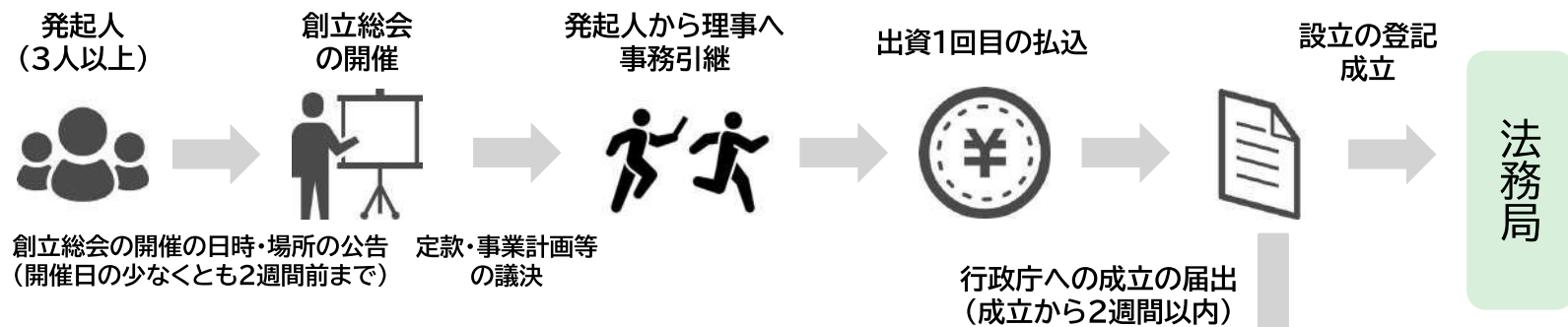
性格	協同組合法人（非営利法人）
基本原理	① 組合員が 出資 すること。 ② その事業を行うに当たり 組合員の意見が適切に反映されること 。 ③ 組合員が組合の行う事業に 従事 すること。
通則	① 組合員との間で 労働契約を締結（代表理事、監事などの役員を除く） 。 ② 組合員の議決権・選挙権は出資口数にかかわらず平等（ 一人一票 ）。 ③ 労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数を保有すること。 ④ 剰余金配当は組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行う（ 出資配当なし ）
事業	地域と事業領域に制限なし （持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業・労働者派遣事業不可）
事業従事者の 人数要件	① 総組合員の 5分の4以上 の数の組合員は事業従事。 ② 組合の行う事業に従事する者の 4分の3以上 は組合員。 ※障害者総合支援法の就労継続支援A型の利用者は、組合員となれるが②の条項には算入されない。
組合員	① 組合員は、出資一口以上を有し、出資一口の金額は均一でなければならないこと。 ② 組合員の責任は、その出資額を限度にする。 ③ 組合員の持分は、譲渡することができない。
設立	準則主義・3人以上の発起人

労働者協同組合法のポイント

管理	① 定款及び規約に関する所要の規定を整備すること。 ② 組合に、役員として理事（3人以上）及び監事（1人以上）を置くこと。 ③ 理事は、組合員でなければならないこと。 ④ 総数が一定の基準（1,000人以上）を超える組合は、外部監事（1人以上）を置く。 ⑤ 組合員の総数が 20 人を超えない組合には、理事以外の全ての組合員をもって組織する組合員監査会（3人以上）の設置可能。
総会等	① <u>各事業年度に係る組合員の意見を反映させる方策の実施の状況及びその結果並びに就業規則の作成又は労使協定の締結等の内容を総会で報告。</u> ② 組合員の総数が 200 人を超える組合は、総会に代わる総代会の設置可能
会計	① 定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の 10 分の 1 以上を準備金として積み立てる。 ② 毎事業年度の剰余金の 20 分の 1 以上を就労創出等積立金に。 ③ 毎事業年度の剰余金の 20 分の 1 以上を教育繰越金として次年度に繰り越す。
行政庁の監督	行政庁（単協：都道府県知事、連合会：厚生労働大臣）による報告の徴取
その他	① 公布後2年以内の施行 ② 組織変更特例措置（<u>企業組合・NPOから労働者協同組合への移行措置／3年</u>） ③ 施行から5年後に見直し

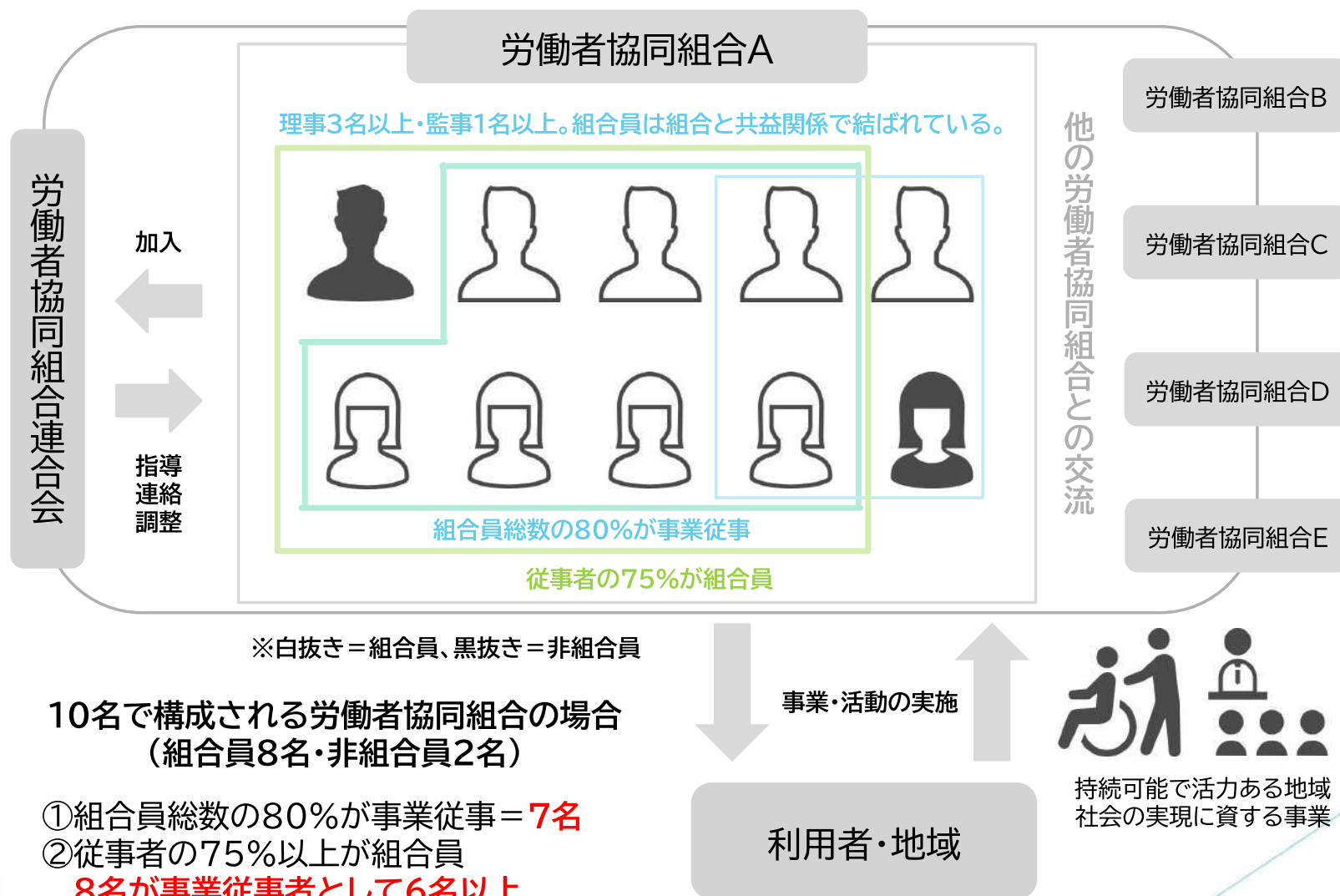
設立から運営・事業報告までの流れ

設立編



運営編





労働者協同組合法の施行 ー新たなワークスコープの設立状況



■新たに設立された労働者協同組合・協同労働団体の事業領域

- ◎野営キャンプ場の運営
- ◎葬祭業、成年後見サポート
- ◎子どものメディア製作体験
- ◎地域集落の活性化ー地元産鮮魚販売、配食
- ◎コミュニティカフェ・音楽フェス・イベント
- ◎農業など第一次産業と加工・製造・販売
- ◎介護・子育て支援などのソーシャルワーク
- ◎家事代行サービス／傾聴
- ◎造園・緑化、営繕・修理／空き家管理
- ◎生活困窮者支援と就労創出支援
- ◎フリースクールなどの児童の居場所
- ◎障害のある児童の居場所づくり
- ◎歯科・IT・酒蔵、製造業など
- ◎シェア型書店（共同書店）
- ◎量り売りとしェアキッチン
- ◎図書フィルムコート（図書館納入）

2025年4月時点で1都1道2府31県で計144法人が設立。

北海道、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、鹿児島県、沖縄県。

うち、都道府県知事の認定を受けている特定労働者協同組合は10法人。
新規設立：109、組織変更：35

■新たに設立された労働者協同組合から見えるテーマ・可能性

(1) 困難や障害、不登校・ひきこもりなど生きづらさを抱える子どもや若者たちの、“共にはたらく”場としてのオルタナティブな学びの場、フリースクールの広がり ⇒ 今後、共にはたらく場づくりに

(2) 中山間地域や過疎地をはじめ、地域や集落などを基礎にして農林業などの第一次産業とその製造・加工・販売などの6次産業化

(3) 地域資源を生かした持続可能な環境保全、また自然体験など子どもから若者、高齢者が集う場づくり交流拠点づくり

(4) 企業や組織の退職後の高齢期を地域でどう生きるのか、“シニア世代”の健康や生きがい・仕事おこし～シニアワーカーズコープ

(5) 子育てや高齢者ケアの専門職が集い、当事者主体・地域づくりに向かう“コミュニティケア”の創造へ、～介護保険や障害者総合支援制度の活用

※ (2) (3) においては、それぞれが生業を持ちながら、兼業・副業として労働者協同組合を立ち上げるケースも。(1) (5) の介護保険などの制度事業を行う場合は元手となる立ち上げ時の資本をどう確保するのが課題に。

これらは、地域経済の崩壊、格差や貧困、社会的排除・孤立が覆う新自由主義社会の中で、それらの現実をも直視しながらも、協同労働がそれらとは異なる価値を持った新たな社会を、主体性を発揮して自らの手で変革することができる可能性を社会に指し示しているのではないか。

とりわけ最近の傾向としては、コロナパンデミックを背景とした社会環境の変化－「外出をほとんどしない状態が長期間続くいわゆる『ひきこもり』、15歳から64歳までの年齢層の2%余りにあたる推計146万人に上る（内閣府2022年11月のアンケート調査）－との背景もあり、ひきこもり・不登校の子ども・若者たちオルタナティブな居場所としてのフリースクールを労働者協同組合で立ち上げる動向やその相談が増えている。



Camping Specialist 労働者協同組合（三重県四日市市）

『四日市は31万人のまちなのに、テントを張れるキャンプ場が一つもない。何とかならないか』とコロナ禍で遊びに来た友人から、四日市市議の樋口龍馬さんが相談を受け、2年前に仲間と一緒に野営キャンプ場を立ち上げ。山林・原野で不法投棄がすごかった1万4000㎡の市有地を年間2万円で借り、2年間かけて木を1本ずつ切りながら山を開墾して整備。昨年は2,500件のキャンプ利用者が活用。2022年10月15日に労働者協同組合の創立総会を行い、同17日に設立登記。



「協同労働で立ち上げようと思った決定的な理由は、ボランティアだと無責任にもなりかねないが、協同労働では出資を行う雇用契約を結ぶことで、一定の責任を持ちながら共に労働することができる。今後、市議会議員として、協同労働をどうフォローアップできるか」（樋口市議）と2022年10月5日には四日市市議の超党派で協同労働推進議員連盟を設立。

宮古島の狩俣集落－自治会を母体にワーカーズコープ立ち上げ

宮古島の狩俣自治会では、少子高齢化（人口460人中18歳以下は40人）により集落消滅の危機が迫る中で、持続可能な地域をめざして、太陽光発電で充電した電気自動車による通学や高齢者の通院などの送迎、休園していた幼稚園の再開を実現し、給食づくりを有志でサポート。売り物として扱われなかった地元産の魚の販売を買い取り、総菜として販売する漁業の6次産業化、後継者不足に悩むサトウキビ畑の管理などの事業を、自治会の役員ら展開。自治会の事業にもかかわらず法人格がないため個人名義の事業となっていた。



住民から人気のある魚の直売＝沖縄県宮古島市



幼稚園の給食作りを見守る國仲会長（左）＝沖縄・宮古島市

「2021年11月ワーカーズコープを招いた学習会で『自分たちが求めているカタチとぴったりで、すぐに設立を決めた』『一人ひとりが経営者みたいだ』『若い世代が戻りたいと思える地域づくりへ、労協を最大限活用したい』と」。4月には任意団体「かりまた共働組合」を設立、11月7日に「労働者協同組合かりまた共働組合」の設立総会、組合員9人（公明新聞10月13日、朝日新聞10月31日参照）。

労働者協同組合コモンウェーブ（三重県鈴鹿市、2022年10月20日設立）

子どもの不登校の経験を契機として、地域のNPO法人の事務所を借りてフリースペースを開催、畑やアスレチックなどの体験活動を展開した山浦理事長。2021年よりNPO法人のスタッフとして、困窮ひとり親家庭への食料訪問配布事業に取り組む中で、困窮ひとり親家庭+不登校+発達障害の複合的課題を抱える子どもたちが社会から孤立していることを知る。ボランティアで支えることはできないと思い、フリースクール併設型の放課後等デイサービスを立ち上げ、2022年10月20日に労働者協同組合を設立。放デイ利用者の8割が不登校経験者、スタッフにも不登校経験者や当事者が多い。放デイを利用できない子どもたちの存在もあり、今年4月にフリースクールを分離（フリースクールに通わないと放デイを利用できないとなっている）。「斎藤幸平の『人新世』の資本論」を読んでいる、これが良いなと思っていたところ、労働者協同組合法が成立したことを知り、立ち上げた」と語る。



○山浦理事長（7月1日、埼玉協同労働推進ネット主催まちづくりフォーラム）。

労働者協同組合を立ち上げて半年を経て、10人で立ち上げたが5人が辞め、新たに6人が参加、11人（常勤3、非常勤8）で運営している（出資金は一口1万円、今後増資に取り組んでいきたい）。運営で気を付けていること・大切にしていきたいことは、「一人で決めないこと」、「スタッフ一人ひとりの得意分野を活かす（苦手なことは、できる人がカバー）」、「情報の共有のための会議の開催」、「現場のことは現場に任せる、困ったことがあれば現場に投げる」（しかし、放任は禁物）、「属人化を避けるような体制づくりを構築すること」。

労働者協同組合法は、地域に安心して暮らせるコミュニティをつくることができる。それは地域力の再生につながり、資本主義経済から距離を置くことができる。お金に依存しない暮らし、誰もが自分らしく尊厳を持って生きていくことが可能になる。労働者協同組合法は、私にとって未来への希望だと思っている。

コモンウェーブは、地域にとって価値あるもの＝共有財産（コモン）と認められ、障害のある人も、不登校やひきこもりの子どもも、シングルマザーも、誰もが安心して働ける場が、小さなさざ波（ウェーブ）のように地域に広がっていくことをめざして活動していく。NPO法人や一般社団法人では、代表の裁量で運営することになってしまい、事業の継続性が困難になるケースも見られ、労働者協同組合が最適だと思っている。

労働者協同組合あるく（熊本市、2022年11月設立）

2023年12月1日より生活介護「めりい」（障害者総合支援制度）を、8人の組合員でスタート。メンバーは、障害者施設で一緒に就労していたソーシャルワーカーの仲間5人（このメンバーなら生活介護の事業所を立ち上げられるとの思い）と、地域の知り合いの看護師と障害のある児童の親で調理担当の方も参加。設立登記から約1年、事業を行う場所探しに難航していたが、地域の方の協力を得ることができ、社会貢献に役立つならと敷地に施設を新設いただいた。

理事長の廣野るみ子さんは、以前テレビ番組で放映された「協同労働」の特集を見て、これはいいなと思っていたところ、親の介護とご自身の病気などを経て、NHKのクローズアップ現代+（2021年5月）を観たことが転機となって労働者協同組合の立ち上げを決意。

また、施設の隣には400坪の広い農地もあり、今後農福連携に取り組んでいく。



○廣野るみ子理事長の思い。

「私達は福祉の仕事が好きで、やりがいを感じている。それなのに・・・どうして「しかたない」とつぶやき、ため息をつくのか。雇われているのだから、その組織の方針に従いその中でやるべき仕事に取り組むのは当然のこと
どんなに好きな仕事でも、働く場所が自分の思いや生き方を十分に発信できない場所だとしたら、やっぱり息苦しくて辛くなる。こんな事出来たらいいね、あったらいいね！が形になる働き方がしたい、そんな職場があったらいいな」。

◎「みんなの意見をまとめて掲げた目的（定款）」を作成

「本組合は、同じ志を持つ仲間が出資し同等の権利を持って対話を重ね、それぞれの思いや願いを尊重し合い、心地よい働き方を探求しながら、社会福祉に関わる事業及び地域の課題や一人ひとりの困りごとを解決するための仕事を通して障害の有無や年齢・性別等に関わらず誰もが住み慣れた地域で、その人らしく生活し活動出来る社会を構築することを設立、存立の目的とする」。

◎障害の有無にかかわらず誰もが住み慣れた場所で、できる限り希望する生活を続けるために何が必要か？ 働く私たちは、どんな事をやりたいと思っているのか？
どんな働き方をしたいか？

「夢や希望も含めて『こうだったらいいね！』という話し合いを繰り返しながら、やりたい事を形にしていきたい」と。

労働者協同組合チャイルドセンター彩葉：福井県鯖江市

2020年に設立された、就労継続支援B型事業などを行う一般社団法人「つくろお日さまの杜」を母体に、放課後等デイサービス・児童発達支援事業、子どもや若者が安心できるフリースペース等を運営する労働者協同組合「チャイルドセンター彩葉(いろは)」を設立。

2024年より「お日さまの杜」の活動を通じて、安心して過ごし生きる力と夢を育むことができる居場所をつくる必要があると決意。相談支援員や保育士、「お日さまの杜」職員が参加し、日本労協連やワーカーズコープ福井事業所の支援も受け、労協での設立を検討。

2024年11月13日に設立総会を開催。「労協法の意見反映原則は福祉事業をより適切に運営する上で不可欠。お互いが認め合い対等で風通しのよい関係性は利用者も働く組合員も自らの人生を生きる上で土台となる」と青竹代表理事。開業資金のためクラウドファンディングを実施。2025年4月より4人の組合員で事業開始。



2025年3月15日の開所式に、鯖江市長、福井県産業労働部副部長、ふくい協同労働推進ネットワーク会議代表の北出順子さん（福井大学・准教授）、ワーカーズコープ福井事業所副所長も参加。

労働者協同組合フラヌイスコーレ (北海道富良野市)

フラヌイスコーレ（富良野の学校の意味）は、富良野市でフリースクールなど子どもたちの居場所を運営する労働者協同組合（富良野の学校の意味）。

映画「みんなの学校」の上映会でつながった、不登校や障害のある児童を持つ親やスクールカウンセラー15～16人が集って立ち上げたサークル活動「フラヌイコロ」（イコロとはアイヌ語で宝の意味）が母体となり、「子どもたちの教育を一緒に考えよう」というキーワードで、寺小屋や映画上映会に取り組んできた。その中から、市議と元小学校先生と元不登校児の親の3人と監事1人で2023年10月に設立（一人1口出資金1万円で2口以上で組合員に。賛助会員制度も）。

北海道協同労働推進ネットワーク

みんなではたらくプラットフォーム

みなぶら NEWS LETTER

2023.10

15号

ひとりの困りごとは、地域の課題 新しい労働者協同組合
地域ネットワーク型フリースクール 労働者協同組合フラヌイスコーレ

富良野市で、新たに労働者協同組合が誕生しました。子どもたちと地域を繋ぐ、地域ネットワーク型フリースクール「フラヌイスコーレ」です。組合員3人と監事1名から成る小さな労働者協同組合ですが、仲間たちには大きな大きな思いと希望があります。立ち上げメンバーで、富良野市議でもある松下寿美枝さんに、お話を聞きました。



松下さんの話

富良野でも、少子高齢化や若年労働者の流出など他の地域と変わらず多くの課題があります。学校への通学に困難を感じ持つ子どもたちも増加傾向にありますが、学校以外の居場所はある教室ばかりではありません。一方で、社会教育の資源はたくさんある地域でもあります。ひとりの子どもの幸せがちゃんと保証される地域社会を目指し、地域ネットワーク型のフリースクールを立ち上げよう、仲間が集まりました。

〈写真〉6月27日(水)設立総会に集まった仲間たち。「放デイを立ち上げたい」「子どもが不登校、フラヌイコロの活動に救われた」「障がいの子を持つ親の会を立ち上げた」「演劇工場というNPOをやっている」「自然塾を主宰している」「富良野ではいろいろなことが無理だとあきらめていたけれど、こんなことができるなんてスゴイ！」などなど、いろいろな思いを持つ人々が協力したいと集まってきています。

2年くらい前に「みんなの学校」という映画の上映会を行いました。感想のシェア会という場を持ったことがきっかけで、何かやってみたいという仲間が集まり、フラヌイコロ（富良野の宝物という意味）の活動が始まりました。メンバーが講師となって寺小屋を開催するなど、学びや対話を重ねていきました。そこから、障がいの子を持つ親の会もできました。

労働者協同組合 フラヌイスコーレ

ご支援のお願い
子どもたちが安心して「自分らしく」いられて「自分らしく」を誇れる場所

フラヌイスコーレとは
「フラヌイ」は、アイヌ語で宝物（宝）。「イコロ」は、アイヌ語で学校（学）。「コロ」は、アイヌ語で仲間（友）。「フラヌイコロ」は、宝物（宝）を持つ仲間（友）の学校（学）です。

これまでの活動

サマーキャンプ
富良野市立中央公園で、子どもたちと大人が一緒にキャンプを行いました。自然の中で過ごすことで、子どもたちの心身の成長を促すことができました。

寺小屋
富良野市立中央公園で、子どもたちと大人が一緒に寺小屋を行いました。自然の中で過ごすことで、子どもたちの心身の成長を促すことができました。

自然塾
富良野市立中央公園で、子どもたちと大人が一緒に自然塾を行いました。自然の中で過ごすことで、子どもたちの心身の成長を促すことができました。

話を聞いて

わが子も不登校。最近同じ悩みを持つ方達とつながった。私たちが今できることを何かやってみたい。

地域の多様な人が参加しているのが魅力的

「子ども会議」をやっているという取り組みが面白い！

フラヌイコロの活動が興味深い。「何かしたい」という思いを引き出していく経験。困ったときに知恵を出し合う実践は、地域づくりであり社会教育。

活動を伝えるチラシができました

次回開催は 11月10日(金) 毎月第2金曜日 18時から19時30分 オンライン・会場併用開催
12月8日(金) 労協法、協同労働などに興味のある方、どなたでも参加OK！

北海道協同労働推進ネットワーク事務局：ワーカーズコープ北海道事業本部 TEL: 011-280-5225 e-mail: hkkidb@roukyou.gr.jp

「これまでサークル活動をボランティアで続けてきたが、持続可能な活動の仕組みを考えたときに、一人ひとりが意見反映しながら自分事として働くことができる協同労働と出会った。こういう人たちが増えていくことが地域づくりにもつながっていく。NPOとのちがいは正直わからないが、みんなで物事を組み立てていくことができるのが協同労働だと思った。いろんな人たちがつながりながら、新しい仕事が広がっていけばいいなと思う」。「労働者協同組合の設立には覚悟がいたることだった。子どもたちが社会で何かあたったときに行く場所がないのではないかと考えたときに、そういう居場所が必要だが、ボランティアでは限界がある。一緒に地域をつくっていこうという思いを持つ人と一緒にできればと思った。将来どういう場所ではたらくことができるのだろうか。そういう居場所をつくってもいいんじゃないかと思って立ち上げた」（2023年11月10日、北海道協同労働推進ネットワークでの報告より）。

「フラヌイスコーレは、地域全体を『学び』『遊び』『対話』の場として活用していく地域ネットワーク型フリースクールです。子どもたちが自分らしく『ひと・こと・もの』を感じながら成長できる地域社会を目指します」。

労働者協同組合ぴゅあまむ（埼玉県坂戸市）

障害のある子どもの家族たちが、いつまでも地域で暮らし続けられるよう、グループホームを立ち上げて自分たちで運営してこうと、2023年1月より地域懇談会を開催し、労働者協同組合を2023年3月に設立。事業開始に向けた準備を進め、9人の仲間で2023年11月1日にスタート、設立イベントを開催し、設立理念や活動について地域に紹介。

ぴゅあまむの理念は「私たちは、人の可能性や潜在能力を信じ、全員が同じ一人の決定権と責任を持って事業の運営に主体的に参加します。私たちが運営する施設が、地域社会の中で目指す役割とそこでなすべき仕事とは何かを常に考え、情報を共有していきます」。

グループホーム
ぴゅあまむ

定員 4名

対象 知的・精神の障がいのある方
障害福祉サービス受給者資格をお持ちの方

年齢 18歳以上

運営時間 平日 9時までと15時以降
土日祝日 終日

月額
利用料金

内訳	家賃	1F 14,000円 2F 16,250円
食費	30,000円	
朝食・夕食	30日分	
昼食（土日）	8日分	
イベント費等	1名	
水光熱費	10,000円	
日用品費	3,000円	

スタッフ

管理者・生活支援員	1名
サービス管理責任者	1名
看護職員	1名
世話人	6名

利用者募集

- ☆夜間支援体制で安心
- ☆手作りの食事を提供
- ☆Wi-Fi完備
- ☆体験入居可能

ご家族様へ
一度見学・ご相談に
いらっしやいませんか？

お申込み・お問い合わせ・ご相談は
こちらまでお気軽にどうぞ

TEL 090-9847-3582

ぴゅあまむ 城西グラウンド

〒350-0247
埼玉県坂戸市西坂戸2-14-15
E-mail: gh.puremam@gmail.com

労働者協同組合
ぴゅあまむの理念

私たちは、人の可能性や潜在能力を信じ、全員が同じ一人の決定権と責任を持って事業の運営に主体的に参加します。

私たちが運営する施設が、地域社会の中で目指す役割とそこでなすべき仕事とは何かを常に考え、情報を共有していきます。

労働者協同組合とは
仕事起こし・まちづくりの
協同組合です。

協同労働

労働
私たちの
働き方

出資 運営

協同労働の協同組合は、
「出資」「運営」「労働」を
三位一体で組合員全員が
担い合う協同組合です。



労働者協同組合上田（長野県上田市、2023年3月設立）

北澤隆雄理事長。4年前、72歳で仲間と一緒に仕事を起こしたいと思ったときに、ワーカーズコープ・センター事業団上田事業所との出会いの中で、ワーカーズ上田地域応援隊という任意団体を8人で立ち上げ。応援隊では、家庭菜園事業、ソルガム栽培、竹林チーム、農村加工チーム、営繕チームなどに取り組んでいる。

営繕事業が広がり、この事業を労働者協同組合の事業とするために高齢の仲間5人で一人2万円の出資で、労協上田を2023年3月に設立（現在12人、40代3人、50代1人、60代5人、70代3人。出資総額は50万円（当初は組合員8人）。40代3人はセンター事業団上田事業所の組合員で兼業。

『こんな時代だからこそ新しい働き方で、これまでの人生経験と趣味や資格を活かした仕事づくりを一緒にしませんか』の合言葉に活動している。



シニアワーカーズコープとして注目。
「今後、地域包括支援センター10カ所と連携して学習会を開催し、地域のさまざまな課題に応える仕事をつくり出していく。仲間と仕事を増やして、定年後の働く場の選択肢の一つになるように、元気な高齢者の拠り所にしていきたい。最低でも月一回の集まり、LINEの共有で仕事の割り振りをしている」。

東白川村労働者協同組合（岐阜県白川村）

東京から移住したメンバー2人と地元の若者が、村の活性化などを協議で検討する中で「いままでは自分でできていたけど、高齢となりできなくなってしまった」との声を受けて、地域域の困りごとを自分たちで団体を立ち上げ解決しようと決意、2023年4月に設立（通称「かもしか団」）。

人口減少が進む岐阜県加茂郡東白川村を中心としたエリアで、草刈り、茶畑の管理代行、生活支援・移動支援、家の片付け、空き家の管理などの事業を行う。2023年8月現在は、草刈りと茶畑の管理代行業を軸に活動している。草刈りの仕事を通して、「うちもやって欲しい、一緒に働きたい」など口コミで広がりを見せている。

今後、本業のITプログラミングを活かした連携や、地元名産の白川茶のオーナー制度や茶摘み体験などを計画。



労働者協同組合こども編集部（兵庫県神戸市）

「こどもがつくり、こどもに届ける。そんなメディアの発信基地」として「取材や編集、写真・動画撮影、イラスト…いろいろな表現方法にふれながら、こども同士、大人同士、それぞれみんなが“素”の表情でつながり、一緒にワクワクするコミュニティ」をめざして、2020年に任意団体として活動。共感する人たちと立ち上げ、2023年3月に労働者協同組合に。

社会の課題を解決する仕事、ヨーロッパの社会的協同組合を知り、「それぞれのライフスタイルに合わせた働き方や運営の仕方がぴったり」と労働者協同組合を選択。ヘアードネーションを取材してほしいと言う子どもの取材、プロ野球選手へのインタビューなどの企画を子どもたちと考え、実行。

「ミーティングを重ねることでこどもの理解や、活動の方向性や、運営方法がすり合わされ、その場に流れる温かい雰囲気がある。こういう場を広げていきたい」と金井代表。



労働者協同組合きょうどう

労働者協同組合への転換－「労働者協同組合きょうどう」を10年以上前から構想・模索され、首都圏に4カ所開業（17人のスタッフ、2人の顧問、1人の監事）、2023年7月に設立登記。

「医療法人社団きょうどうの最初の歯科事業所である『きょうどう歯科』は今年4月で開設から10年を経過しました。…私たちは『労働者協同組合きょうどう（仮称）』への移行をめざしていましたが、いよいよ現実のものとなる時が来たということです。しかし、法案成立後、法整備され実行に移されるまでには1～3年を要すると言われています。今から準備に取り掛かり、持続可能な歯科事業所作りと労働者協同組合『きょうどう』を立ち上げ、『働く仲間のきょうどうの家』へ移行するための計画を進めていきます」（2020年度事業計画）。



県内初の労働者協同組合

関川「パンプアップせきかわ」設立

自ら出資・運営 被災農家の作物販売

県は27日、労働者が出資して運営する法人「労働者協同組合」の県内第1号として、関川村で農作物の卸売りなどを行う「パンプアップせきかわ」が届け出たと発表した。昨夏の県北豪雨で被災した農家が育てたカボチャを大手小売店などに販売するほか、加工品のインターネット販売を行う。

労働者協同組合は、2022年10月に労働者協同組合法の施行で生まれた法人制度。組合員は出資した上で自ら事業に従事し、働き方などを話し合って運営する。県によると、全国では55団体目。

パンプアップせきかわの組合員は4人。厚生労働省OBで関川村総務課参事の石川利一さん(54)が代表理

事を務め、プログラマーや地域おこし協力隊員らが加入した。石川さんが昨年個人で始めた事業を法人化するにあたり、労働者協同組合を選んだ。

石川さんは「平等、民主的で地方を元気にするにはよい制度だと思う。マニュアルが整備され、意外と簡単にできるので、起業の一形態として広がってほしい」

い」と話した。

労働者協同組合はワークスコープとも呼ばれ、収入だけでなく仕事を通じたやりがいや満足感を得ることが目的。NPO法人などよりも簡単な手続きで設立でき、人口減少に悩む地方を中心に地域課題の解決や就業機会の確保につながる効果が期待されている。

労働者協同組合パンプアップせきかわ

新潟県関川村で立ち上げ、農産物の卸売り、加工品の販売をインターネットで行う。

「平等、民主的で地方を元気にするにはよい制度だと思う。マニュアルが整備され、意外と簡単にできるので、起業の一形態として広がってほしい」と石川代表理事。

新潟日報 (2023年7月28日)



JR東日本管内の駅にあるコンビニの「東北・信越フェア」で販売されている関川村のカボチャを使った「かぼちゃプリンのひとくちパン」。

不登校・ひきこもり経験を生かす社会的企業 労働者協同組合創造集団440Hz（東京都新宿区）

不登校・ひきこもりを経験した若者たちが立ち上げた団体。映像 やデザイン制作が主な事業。同じような経験をした若者が集まる大学に入り、そこで出会った仲間とともに学びながら、「自分たちにあった働き方を求めて、既存の会社に入るより、起業した方が早いのではないか」と考え、大学時代に繋がりをを持った人たちに出資を募り、自分たちでもお金を出し合って起業。組織運営は、毎週の全員参加の話し合いで、従業員も取締役も対等な立場で意見を述べ合って決定。それぞれの経験から、仕事で無理をしそうなときはお互いにフォローし合ったり、それぞれの人生を大事にする。また、利益を重視するのではなく、依頼主との関係を大事にすることも話し合う。「私たちには失敗しても受け止めてくれる場がありました。そして、存分に試行錯誤して一緒に変わっていきける仲間がいました。そのことが当法人の設立へとつながりました」と語る。

2023年6月6日に労働者協同組合の設立総会を開催。



沖縄県那覇市に、書店を運営する労働者協同組合

那覇市栄町市場商店街にシェア型書店を運営する「栄町労働者協同組合」創立総会が、7月14日に開催、設立登記された。

協同総合研究所会員の古波藏契さん（明治学院大学）と篠田恵さん（ライターで議員秘書）、沖縄歴史研究者の方々を中心に、6人のメンバーで2024年10月に立ち上げ。

箱店主を募集して運営するシェア型書店の他に、古書の販売（古物商許可申請）、商店街の活性化・まちづくり、教育・学術及び文化の振興に資する事業を開始する。

労働者協同組合による書店の運営は海外に事例はあるが、日本でははじめての取り組み。

沖縄には、地域住民が出資し合い、運営の労力も出し合う「共同売店」がある。県の北部や離島に見られる小売店の形態で1906年に生まれた。

営利企業では採算が合わずに出店しない場所で買い物に困る住民たちが、自分たちに必要なものを自分たちで運営して、続けてきた。そこで、古くて新しい書店のかたちの「共同書店」に挑戦する。



栄町共同書店

**10月上旬
オープン**

県内外在住の研究者、編集者、アーティスト6人が、自分たちで出資・経営、勤めて運営します。
ながら「本の共同売店」です。本を求める皆さんにとっても、来やすい書店を目指します。

古いレール駅裏側から徒歩5分

箱店主募集中
書店の半間を一箱サイズの「箱」に分割し、自分で本を売りたい個人や法人（＝箱店主）に月4000円で貸し出します。
あなたも小さな本屋さんを開きませんか？

- ・8月17日（土）箱店主相談会
- ・9月14日（土）箱店主相談会＆内覧会
- ・9月28日（土）箱店主相談会＆内覧会

※全回オンライン開催予定

プレオープン！
8月10日（土）16～18時
書店前で運営メンバーの蔵書や作品を販売します！箱店主になるか迷う人はご相談ください。お子さん連れOK！
※当日の店舗内は工事中です

栄町共同書店
〒902-0067 沖縄県那覇市栄町381 栄町ビル1-C
sakaemachi.bookcoop@gmail.com

協同労働で立ち上げた合同会社「野の」（東京都三鷹市）

量り売りとまちの台所（シェアキッチン）「野の」を立ち上げた浜絵里子さん。欧州で広がる「量り売り」を知り、コロナ禍で困難にあった農家やフリーランス、飲食店や消費者をなんとかしたいとの思いから、ローカルデリバリーの団体を立ち上げ。

斎藤幸平「人新世の『資本論』」でワーカーズコープを知り、協同労働でやりたいとの思いを強くし、2022年5月に8人の仲間（多くは兼業で学生・主婦も参加）が参加して合同会社を設立、2022年10月にオープン。



設立にあたっては、皆で憲章と設立趣意書を作成。協同労働による話し合いでは、意見がなかなかまとまらないこともあるが、お互いを尊敬できる関係づくりを大切に運営している。

「お店は会社のものではなく、地域に暮らすみんなの共有地としてみんなの暮らしの真ん中にあるお店でありたい」と地域につながりを生み出し、育てる場を目指している。

東京西荻に立ち上がったワーカーズコープLibretto（リブレット）

2022年1月に、85年の歴史ある小さな書店「信愛書店」の中で立ち上がったワーカーズコープ。学校の図書館に納入する書籍のカバーにフィルムコート（フィルム張り：装備）の「小さな手仕事」からスタート。

Librettoとは、イタリア語で小冊子の意味。代表の鳩島由紀子さんが図書館に納入する装備の仕事を書店組合が県外に外注していることを知り、地元で事業化できないかと書店経営者の原田夫妻に相談したことがきっかけ。「本にかかわるさまざまな業務を請け負うことを目指して立ち上げた。働く人が自らの勤務時間、賃金も話し合いで決める。昨年度末から書籍の装備の体験会等を行い、2月には杉並区で就労支援センターからの依頼を受けている」と鳩島さん。



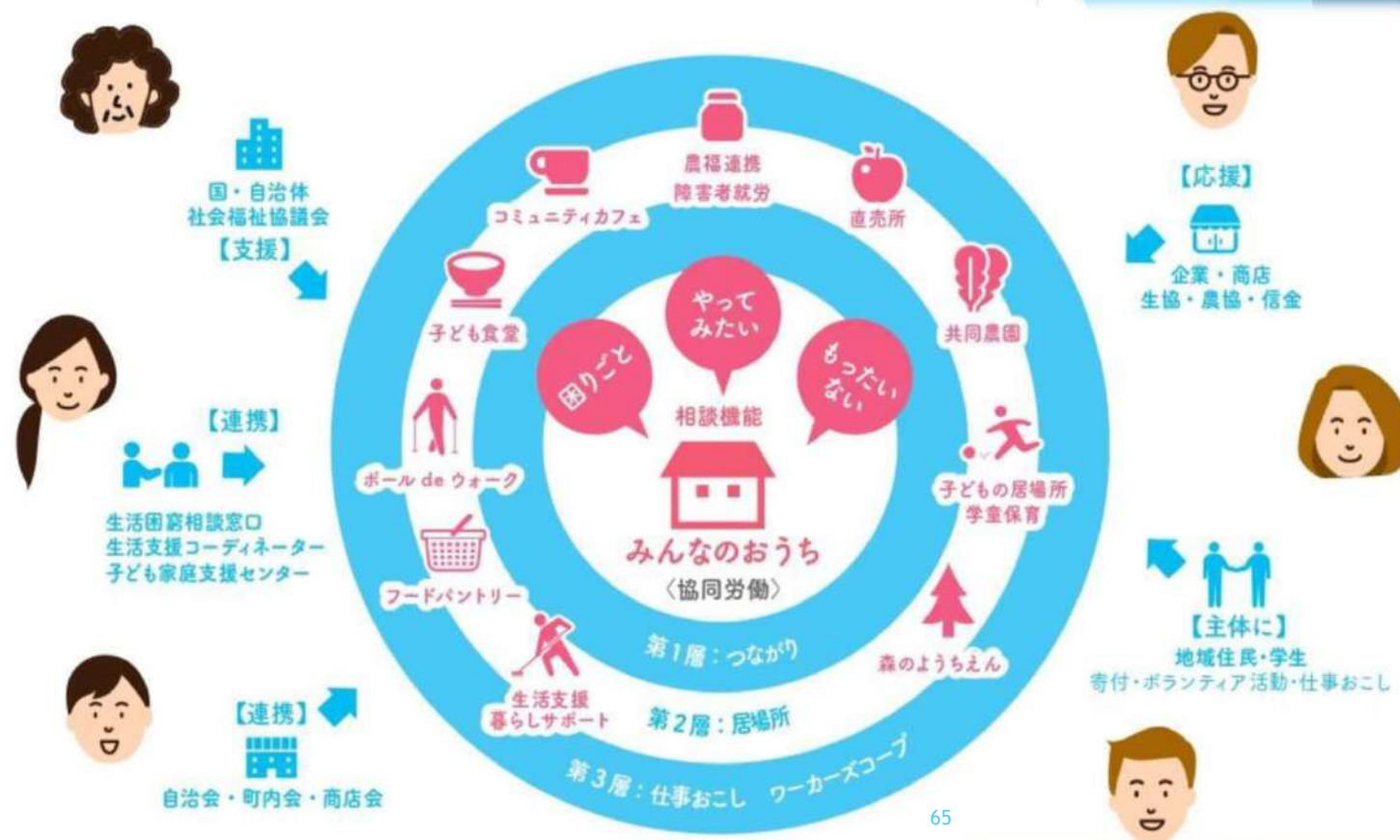
原田夫妻より「地域で個人経営の書店が次々廃業する中で、書店の事業の95%は外商となり、以前から協同経営として町の本屋の仕事を継続したい、労働現場に関わる人が互いに責任を分かち合うようにしたいと思っていた。今後、労働者協同組合で法人化して事業化できるようにしていきたい。装備の事業を区内に広げ、地元の産業を守り、働く人たちの労働力、働く場をつくる」と（5人出資、9人就労）。

「みんなのうちに」（協同総合福祉拠点）の事例

■あなたの地域に「みんなのうちに」をつくりませんか ～あそこへ行けば何とかなる、声が出せ、「やってみたい」を叶える居場所～

コロナ禍で、失業や生活の困難・孤立する人が増えている中で、命を守り支え合う仕事と居場所が求められています。身近な地域で気軽に相談ができ、安心できる居場所。

そして「困りごと」や「やってみたい」、「もったいない（空き家や休耕地の有効活用）」をもちよって、一人一人の願いを大切に受け取りあい、協同労働を活かして、仕事おこしの種を力を合わせて実らせていく「みんなのうちに」を一緒につくりませんか。



■法制定以降、全国各地で、協同労働－労働者協同組合法推進フォーラム、学習会を開催。まちづくり講座、仕事おこし講座を契機に、みんなのおうちづくりへ

NPO法人ワーカーズコープ

まちづくり講座

低所得者地域で生きがい・やりがい・愛着をどうつくるか？

〈講座日時〉
「こんなこと・あんなことしたい」を持ち寄り、想いをカタチにしませんか

1回目	2回目	3回目	4回目
2022年 4月27日 水 13:30～15:30 テーマ 地域のお困りごと 「支え合いを始めたい」	2022年 5月10日 火 13:30～15:30 テーマ コロナ禍の現状 「地域ではたらきたい」	2022年 5月25日 水 13:30～15:30 テーマ 子どもの現状 「居場所をつくりたい」	2022年 6月1日 水 13:30～15:30 テーマ 動き出せば変えられる！ 暮らしやすい まちづくりを一緒に

会場：戸田市文化会館（会議室301）
定員：各回20名 ※定員に達し次第締め切り

【お問い合わせ】
ワーカーズコープ・戸田ぽけっと
戸田市下町1-9-26
担当：宮原・関根
Tel: 048-299-6105
受付時間：10:00～15:00
(月～金曜日)

【お申し込み方法】
お電話
E-Mail: iseno@roukyou.gr.jp
右記のQRコードからお手続き

【申し込み受付期間】
2022年3月20日～
2022年5月31日

後援：戸田市

くらしのサポーター養成講座

参加費無料

みんなで支え合うまちづくりを目指して

10.18月 10:00～12:00 0歳～100歳までの居場所 『集い場 ふらっと』 ●会場 大会議室	全講座共通 みんなで意見交換 全ての講座を通して、参加者のみなさんと意見を交換しましょう！
10.29金 10:00～12:00 住民が変わる 『まちラボふらっと』 ●会場 大会議室	
11.4木 10:00～12:00 遅くない！ いつでもできる地域活動 ●会場 講義室	
11.8月 10:00～12:00 地域も みんなも 自分も暮らしやすい 協同のまちづくり ●会場 大会議室	

※4回連続受講者には修了証を発行いたします

●開催場所 松本市庄内地区公民館
●定員 各回40名 ※定員に達し次第締め切り

共催 松本市庄内地区公民館

【お問い合わせ】
集い場ふらっと
松本市並木4-5-1 並木商店街内

TEL・FAX 0263-75-3135
受付時間 10:00～17:00(月～木曜日)
担当 伊藤・高野

お申し込み方法
●お電話
●裏面の申込書をFAX
●右記のQRコードからお手続き

申込受付期間
2021年9月28日～2021年10月13日

厚労省 生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体活動助成金活用事業 NPO法人ワーカーズコープ

仕事おこし講座 (全3回)

趣味や技術をいかして地域に必要な仕事を起こしませんか！

日時	内容	時間	講師等
1回目 6/30(水) 9時半～12時半 坂戸市文化会館 「ふれあ」	事例紹介 仕事を自分たちで作るとはどういうことか 構想の書き出し 「ふれあ」	1.5等	ワーカーズコープ等
2回目 7/14(水) 9時半～12時半 坂戸市文化会館 「ふれあ」	メンバー集め 準備会づくり 計画づくり	1等 1等 1等	ワーカーズコープ等 ワーカーズコープ等 ワーカーズコープ等
3回目 7/28(水) 9時半～12時半 坂戸市文化会館 「ふれあ」	資金集め 拠点の選定 広報計画づくり	1等 1等 1等	ワーカーズコープ等 ワーカーズコープ等 ワーカーズコープ等

【電話での申込・問い合わせ】
NPO 法人ワーカーズコープ
坂戸いきいき
〒350-0274
坂戸市溝端町 1-5-101
電話・FAX: 227-3136
携帯・090-9853-2676

メールでの申し込みアドレス sktikik@roukyou.gr.jp
住所・氏名・電話番号・参加動機を記入して下さい。

■暮らしと仕事・地域の願いを、協同労働で一緒に実現しませんか

- ・生活の困難や失業の中であって、相談できる居場所や自分を生かせる仕事がほしい。
- ・障害や困難にある人を制度の利用者としてではなく、共にはたらく取り組みを進めたい。
- ・子ども食堂や居場所づくり、不登校の子どもの学びの場…子どもの未来のために働きたい。
- ・人生100歳時代、退職後は地域のために働き、元気な時からつながりを豊かにしたい。
- ・ケア労働の社会的な価値を高め、利用者や地域の立場に立って、この仕事を充実させたい。
- ・第一次産業や商売、ものづくりなど価値ある仕事を、新たな形で次の世代に継承したい。
- ・環境や自然、地域のつながりや文化を大切にし、自分らしく働き、暮らしたいを若い世代へ…。



■千葉県佐倉市「みんなのうちに中志津」

○住民同士で地域の実情を学び合う

中志津自治会は2800世帯、9000人で構成される佐倉市最大の自治会。

高齢化による担い手不足などに悩み、活動への負担感から自治会を抜ける世帯も出ている。地域が疲弊していくなかで、心配する方も。

そこで、自治会とワーカーズコープにより懇談を重ね、まずは地域の実情を住民同士で学び合おうと、2015年11月から全9回の市民講座「クローズアップ現代（自治会編）」を開始。「困ったと言うだけでなく、住民が力を出し合わなければこの状況は解決できない」と考えた住民有志が「ワーカーズコープ中志津準備会」を結成。2017年2月からは、全4回の「しごとおこしセミナー」を開催して活動を開始。

○事務所・中志津カフェオープン

2017年11月にワーカーズコープ中志津では、20人の高齢の地域住民が、①居場所（カフェ）、②暮らしのサポート、③協同農園の3つのグループをつくり、中志津中央商店街の空き店舗を拠点に活動を開始。居場所グループは、「中志津カフェ」をオープン。暮らしのサポートグループは、パソコン教室と健康麻雀を始め、健康麻雀には60人も登録。協同農園グループは90坪の畑で先行して活動を始め、早速、地域の餅つき大会に大根を数十本提供。



■**ワーカーズコープちば**では、「地域みんなで支え合うコミュニティ活動発信拠点」をコンセプトに掲げ、本部事務所隣の7年間空き家だった店舗兼住居を借りて「**おとなりさん**」を2021年10月2日に開所。フードバンクや子ども食堂に加えて、“まちを上げての壮大なおさがり”活動として制服のリユース事業「ふなばし制服バンク」を立ち上げ、制服の名前の刺繍とりは、健康づくりに参加している高齢女性や就労継続支援B型事業所の利用者に、またクリーニングは市内のA型事業所に依頼。また、制服の回収場所は地域の企業や商店、美容室など20カ所以上に広がっている。

これらの活動にボランティアとしてとして関わっている数人がワーカーズコープちばの組合員となって就労へとつながり、不登校の子を支えた経験のある家族や当事者が集う「不登校Laboアッタナラ」を2022年4月に立ち上げ「ママ・マルシェ」などの交流会に取り組んでいる。



■東京都江戸川区では、区より受託した児童相談所の夜間電話相談業務を行う中で、電話相談だけでは補えない孤立する親子、ひきこもり児童の居場所のニーズを、具体的に地域で実現する場として「江戸川みんなのうちのベースnappa」を2021年12月にワークスコープ・センター事業団の仲間が地域に呼びかけて立ち上げ。100人のボランティア（学生や市民）が参加、日本財団の子どもの居場所に関する助成金などを活用して運営。空き家となった一軒家を借り上げ、子どもの放課後の居場所から開始（30人）。食堂・月に500食のお弁当（週4回）、ママのお話部屋、カフェ、園芸体験、ひきこもりの方の社会復帰までの練習場所とした多様な機能を持った拠点として運営している。フードパントリー、ひきこもりやヤングケアラーの相談・支援など、困窮や困り事の相談・居場所に。



江戸川ベースnappaの 宅配おべんとう

支援機関から紹介を受けた方で、
何らかの理由により、ご飯が作れない、
買い物に行けないなどでお困りの方へ、
300円でお弁当をご自宅までお届けしています。

■茨城県 取手地域福祉事業所 みんなのおうちゆう

○デイサービス事業を軸に地域活動の広がりへ

高齢者のデイサービスを行いながら、社会連帯活動を活発に行っている。

地域の方々へ向けて、「医師中村哲の仕事・働くという事」の映画上映と地域懇談会をセットにしたまちづくり講座を開催。地域の方々から、取手市における課題や悩み事などが語られ、共有された。

また、2023年3月には、地域に向けて「家族信託」講座を行い、後半には茨城県ワーカーズコレクティブ協議会の皆さんと交流会を行い、お互いの活動を共有し、これから地域でできることを協力しあえるよう、話し合われた。今後もお互い、学習会やイベントなど一緒に活動できるようにする。

また、ポールDEウォークの活動が行われ、地域のフレイル予防も始まった。



ワーカーズコープ まちづくり講座

自分たちのまちづくりを考える



私たちのこれから生きていく地域をどう作っていくか、そのヒントとなる映画の上映と子ども食堂とのコラボを実施しました。どうぞお気軽にご参加ください

第1回 4月17日(日)

・映画「医師 中村哲の仕事・働くということ」(47分)

第1回上映 10:00~

第2回上映 14:00~

・地域づくりについて
・質疑応答

場所・主催：ワーカーズコープ取手地域福祉事業所
デイサービス みんなのおうち ゆう
参加費：500円
開催場所・お問い合わせ先：取手市青柳480-2
TEL 0297-63-2771

■大阪府和泉市では、2017年より協同労働の働き方を協同労働フォーラムで知った69歳（当時）の芦田さんが「協同労働推進委員」を自称し、ワーカーズコープの組合員となって和泉市で活動を開始。2020年に地域の一軒家で、地域福祉事業所ここありを立ち上げ。外出支援等を行う「困り事110番」を開設、2年間で450件の利用に拡大する中で、2021年度からは市の助成を受けて「助け合い担い手養成講座」を開講。ワークショップを通して着物のリサイクルを行うグループが立ち上がり、今後、親子でできる農業団体などを立ち上げたいとの要望も出ている。

2022年9月には地域の人や講座で知り合った25人が運営委員となって「いこいの家 英（はなぶさ）」（ここありに同居）を立ち上げ、協同労働を推進する拠点として、障害者生活介護事業所の利用者と一緒につくった野菜・果物の販売やカフェ、子ども食堂や趣味に関する講座（手話講座や健康増進教室）などに取り組んでいる。



国・自治体の政策と今後の課題



法施行向け超党派議連



度の周知などを進めることを確認した。

働く人たちが自身が出資して運営する「協同労働」を推進する超党派議員でつくる「協同労働推進議員連盟」(通称・ワークス議連)が六日、設立総会を国会内で開いた。写真。協同労働を進める労働者協同組合法が昨年十二月に全会一致で成立したことを受け、円滑な法施行を目指し、制



議連には自民、立憲民主、公明、日本維新の会、共産、国民民主、社民の七党から計七十三人が参加。設立総会では公明の榊屋敬悟、立民の篠原孝両衆院議員を共同代表に選出した。篠原氏は「競争社会で絆が弱まり、協同の力が忘れ去られている。優良事例を示すことで仕組みを利用してもらえるようにしたい」と意気込みを語った。

議連は来年十二月までの法施行に向け、法人格を持つ「労働者協同組合」(労協)の設立や活動を支援したり、厚生労働省による政省令や指針の策定を後押ししたりする。

労協は営利目的の一般企業とは異なり、持続可能で活力ある地域社会の実現を目的に設立される。出資した組合員に平等に議決権が

与えられ、事業に意見が反映される。自由で柔軟な新しい働き方が可能なため、地方活性化につながるとして自治体からも注目を集めている。
(山口哲人)

■2021年4月6日、超党派の「協同労働推進議員連盟」(通称：ワークス議連)設立。

東京新聞2021年4月7日



「労働者協同組合法に基づく労働者協同組合の設立・移行を支援するとともにその活動をサポートすること」を目的。73人が名を連ねている。「十分な予算確保、適正な税制措置、ていねいな周知を国に要請していく」ことなどを決議。

厚生労働省のホームページに「知りたい！労働者協同組合法」

<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/>



2022年6月20日には、厚生労働省HP内にて「知りたい！労働者協同組合法」のページが開設。

立ち上げに関する説明や好事例、Q&Aなどを掲載。

厚労省の令和6年度予算 (2024年度)

厚労省雇用環境・均等局勤労者生活課より
「労働者協同組合の円滑な施行」に6200万円を計上。
2023年度4000万円より拡充。

拡充

多様な働き方・多様な雇用機会の創出のための労働者協同組合の活用促進

労働者協同組合法の円滑な施行

雇用環境・均等局勤労者生活課
(内線5363)

令和6年度概算要求額 62百万円 (40百万円) ※ 0 内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	約1/2		約1/2

1 事業の目的

- 労働者協同組合制度の周知・広報、労働者協同組合の活用促進を図る創意工夫ある地域の取組への支援、その他円滑な法律の施行のために必要な事業を行うもの。
- 令和6年度は、法施行から1年半を経過したことを踏まえ、全国で設立された労働者協同組合の活用事例の紹介や、組合設立、NPO法人等から労働者協同組合への組織変更を希望する者への情報提供・発信等を行う。
- また、新たに、国がモデル地域として選定した都道府県に設置される協議会における労働者協同組合の活用を通じ、個々の事情に応じた多様な働き方が可能となる環境の整備や、働きづらさを抱える方々や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会の創出を行う創意工夫ある地域の取組を支援し、全国展開を図るもの。

※ 労働者協同組合: 令和4年10月に施行された労働者協同組合法に基づき、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原則とする法人制度

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

制度の周知広報・設立支援



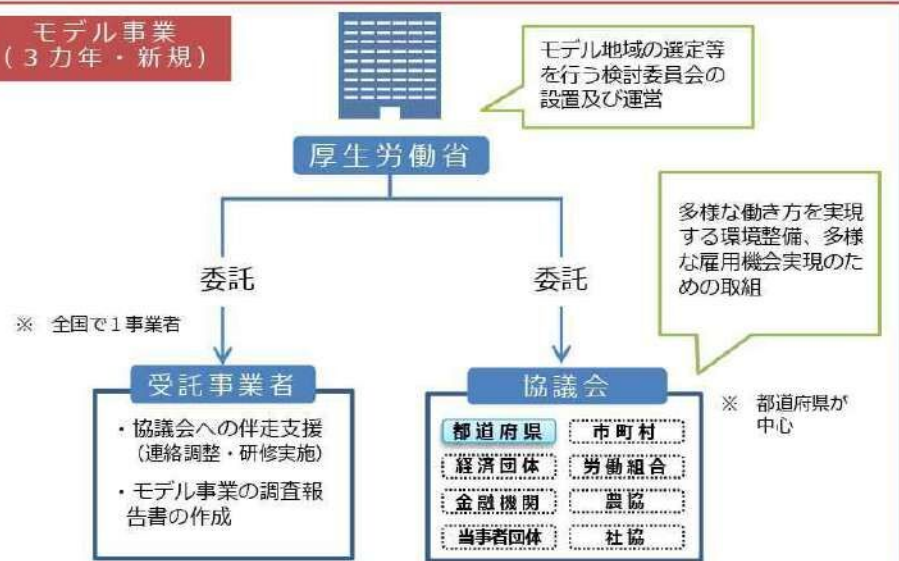
①自治体支援事業

(専門家の講演や設立された労働者協同組合の事例紹介等を内容とするオンラインセミナーを都道府県等と連携して開催)

②普及啓発事業

(特設サイトの運営、メールマガジンの発行)

モデル事業
(3カ年・新規)



■自治体・議会による労協法周知・政策化に関する動向

◎担当課の確定（47都道府県）

◎「庁内横断」的な学習会、党派を超えた「議員」学習会、地方議員の議員連盟
（四日市市議会、埼玉県桶川市議会＆北本市議会で超党派協同労働推進議連）

◎都道府県から基礎自治体への周知、広報、学習会の提供

◎積極的な活用策、立ち上げ推進の支援策の検討

- ・広島市・・・2014年度より「協同労働プラットフォーム事業（高齢者向け）」開始
2022年度より「協同労働促進事業」・全世代型へ
- ・京丹後市・・・2021年度より予算化、住民向け研修会(2回)+個別相談会
2022年度協同労働推進事業を予算化
- ・つくば市・・・2023年度より「協同労働促進事業」予算化、セミナーを開催
- ・鳥取県・・・2021年度より予算化、相談窓口の設置
- ・徳島県・・・2021年度補正予算、「とくしま協同労働サポート事業」開始
- ・東京都・・・2022年度より予算化、説明会、常設の窓口設置
その他、各県で、周知広報などを中心に予算化

◎協同組合・非営利セクター・中小企業などの中でも、学習会を多数開催

■「継業」ー協同組合への事業継承

欧米では、廃業した企業の再建にあたっては、従業員が主体となり、国や自治体の支援を受けながら労働者協同組合への転換が政策化（マイケル・ムーア監督の映画「**キャピタリズム**」などで紹介）。

廃業を継業に転換を促す制度・政策としてイタリアのマルコーラ法（1985）やフランスの社会的連帯経済法（2014）、アメリカのメインストリート従業員所有法（2018年）のワーカーズ・バイ・アウト（労働者による企業買収）などがある。

※イタリアのマルコーラ法。「1985年の制定から30年間に**257**の新しい従業員所有事業体の設立に貢献し、**9,300**の雇用を維持ないしは創出。そのほとんどが労働者協同組合。「この法律の背後にあるアイデアは、増加し続ける失業給付金と、その大規模な活用を、生産基盤を拡大し、失業中の労働者を協同組合による仕事おこしと自主経営を通じて生産的機能に統合するための**財政資源の転用**である」と考えることだった」。



厚労省「令和5年度（2023年度）版**厚生労働白書2023**」に労働者協同組合。第3章「『つながり・支え合い』のある地域共生社会の実現を目指して」に5ページにわたって掲載。

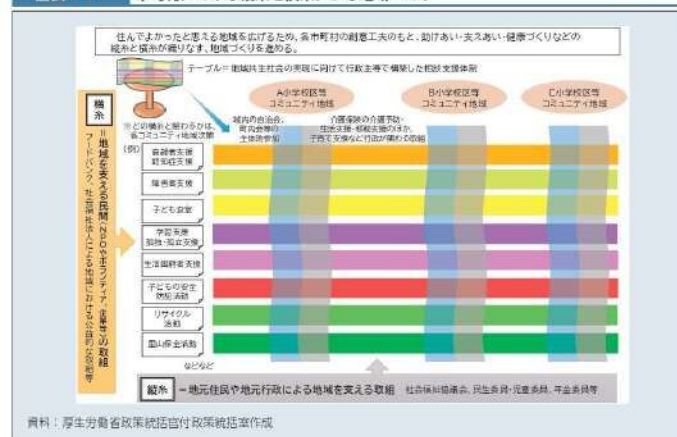
「2020（令和2）年12月、「労働者協同組合法」（令和2年法律第78号）が成立し、2022（令和4）年10月1日に施行されたことで、「労働者協同組合」という新しい法人制度がスタートした。労働者協同組合とは、①組合員が出資すること、②その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されていること、③組合員が組合の行う事業に従事すること、を基本原理とする組織であり、地域の人で意見を出し合い、助け合いながら、地域社会の課題を解決していこうという新しい法人制度である。2023（令和5）年4月1日現在で、計34法人が設立されており、今後、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための選択肢の一つとしての広がりが期待される」。

一方で、地域の様々な動きに目を向けると、労働者協同組合、NPO法人、社会福祉法人、企業など、多様な担いが連携し、参画する地域活動が実践されている。

行政による支援の土台とともに、地元住民や地元行政による地域を支える取組み（縦系）と、こども食堂や高齢者の見守り、交流の場といった様々な分野で地域を支える活動をしている労働者協同組合、NPO法人、社会福祉法人、ボランティア団体、シルバー人材センター、企業などの多様な主体による地域づくりの取組み（横系）が協働することで、それぞれの地域のつながりを再構築し、課題に応え、住民の暮らしと地域社会に一層の豊かさをもたらすことができ得る（図表3-3-1）。その際、個々人のライフスタイルや興味・関心、法人の持つ特性や得意分野等に応じて、様々な関わり方を選択できることで、人々の意欲や能力を十分に発揮できる、持続的な取組みが広がっていくだろう。

第3章
「つながり・支え合い」のある地域共生社会の実現を目指して

図表3-3-1 市町村における縦系と横系による地域づくり



ここでは、行政とともに、それぞれの強みを活かして地域づくりに携わる様々な主体の取組みについて見ていきたい。

1 ライフスタイルや興味・関心、得意分野を活かした参画の推進

(1) 労働者協同組合

（労働者協同組合のように、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための選択肢も現れている）

内閣府「国民生活に関する世論調査」（2022（令和4）年）によると、どのような仕事か理想的だと思うか聞いたところ、「収入が安定している仕事」を挙げた者の割合が62.8%と最も高く、以下、「私生活とバランスがとれる仕事」（53.7%）、「自分にとって楽しい仕事」（51.9%）などの順となっている（図表3-3-2）。地域の課題に対応していくには、専

門的な職種に限らない、地域住民を始めとした担い手の確保も求められるが、その際、一人ひとりのライフスタイルや興味に応じた地域への関わり方という視点も重要となる。

図表 3-3-2 理想的だと思う仕事



このような中、2020（令和2）年12月、「労働者協同組合法」（令和2年法律第78号）が成立し、2022（令和4）年10月1日に施行されたことで、「労働者協同組合」という新しい法人制度がスタートした^{※20}。労働者協同組合とは、①組合員が出資すること、②その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されていること、③組合員が組合の行う事業に従事すること、を基本原理とする組織であり、地域の人で意見を出し合い、助け合いながら、地域社会の課題を解決していこうという新しい法人制度である。2023（令和5）年4月1日現在で、計34法人が設立されており、今後、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための選択肢の一つとしての広がりが期待される。

具体的な取組事例として、労働者協同組合法の成立を機に、企業組合から労働者協同組合へ法人格を移行した「労働者協同組合ワーカーズコープちば」、自治会を母体として労働者協同組合を設立した「労働者協同組合がまた共働組合」の活動について見ていきたい。

※20 労働者協同組合法第1条（目的）では、「この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織の設立、管理その他必要な事項を定めることにより、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能な活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。」とされている。

第3章

「つながり・支え合い」のある地域共生社会の実現を目指して

第3章

「つながり・支え合い」のある地域共生社会の実現を目指して

コラム

地域で働く、仕事をおこす
（労働者協同組合ワーカーズコープちば）

生活困窮者支援を通じた地域づくり

労働者協同組合ワーカーズコープちば（以下「ワーカーズコープちば」という。）は、中高年齢者の働く場をつくるために前身の組織が設立され、その後、物流・清掃から高齢者福祉分野へと事業を広げ、近年は生活困窮者支援の取組みを強化し、地域で必要とされる仕事おこしを進めている。



「開行への成立届出の様子」

生活困窮者支援の取組みについては、従来から2011（平成23）年の千葉市の生活保護受給者に対する意欲喚起事業を受託していたが、2015（平成27）年4月施行の生活困窮者自立支援法に基づき、千葉市、習志野市などで相談支援事業を開始した。生活保護に至る前の支援を重視し、行政と連携して、ワンストップ相談支援や、潜在的な困窮者へのアウトリーチ型支援を行うなど、問題を解決するための伴走支援を続けている。



「相談支援の様子」

地域で必要とされる仕事おこし

こうした取組みと並行して、2012（平成24）年には、「フードバンクちば」を設立し、

企業や家庭で余った食品の寄贈を受け、食品が必要な人・団体施設に届けるとともに、就労が困難な者の働く場、活躍の場を広げている。

食品の寄贈に当たっては、市町村社会福祉協議会や地元のサッカークラブであるジェフユナイテッド市原・千葉等の協力を得ながら、県内100箇所の受取窓口を通じ、市民からの寄贈食品を受け取っている。



「寄贈食品の受取りの様子」

また、こども食堂を利用する母親たちの「制服代が大変」という声に応え、使わなくなった公立中学校の制服リサイクル「ふなばし制服バンク」を始めた。市役所の生活困窮者支援窓口やDV支援とも連携して制服の無償提供も行っている。



「ふなばし制服バンクの様子」

このほか、相談者の多くが住まいの問題を抱えていたため、一時的に生活できるシェルターなども自前で開設した。

労働者協同組合による仕事おこし

ワーカーズコープちばにおいては、働く人々が自ら出資し組合員になり、それぞれが経営に責任を持ちながら、日々働いている。

月1回開催される職場会議では、それぞれの職場での問題や経営問題について組合員全員で話し合う。

これまで紹介した取組みは相談事業の中で見てきた地域の課題を放置せず、組合員全員による話し合いを通じ、必要と思われる社

会資源を自ら作ることで実践されてきたものである。

ワーカーズコープちばは、2022（令和4）年10月の労働者協同組合法の施行を踏まえ、同年12月に企業組合から労働者協同組合に組織変更をした。

ワーカーズコープちばは、組織変更後も、地域に必要なこと、困っていることを仕事にしつつ、誰もが出番と居場所のある「地域共生社会」づくりを目指している。

コラム

自治会発の持続可能な地域づくり （労働者協同組合かまた共働組合）

自治会による地域づくり

沖縄県宮古島市狩俣（かりまた）地区は、同市の北端に位置する三方を豊かな海に囲まれた場所にあり、自治会創設120周年の歴史と伝統を誇る200世帯、460人が暮らす、少子高齢化が進む過疎集落である。

2020（令和2）年4月、自治会の執行部が40代に若返ったことを契機に、持続可能な地域づくりを目指して様々な活動を開始した。

その中で、まず取り組んだのが、入園者が少なく休園していた幼稚園の再開である。地区内外の幼稚園や保育園に通う園児の保護者らと話し合いを重ね、2021（令和3）年度に再開することとなった。その後、狩俣自治会では、園児の保護者からの「毎日のお弁当作りは大変なので、誰か作ってほしい」という声を受け、自治会の有志で配食サービスを開始した。

また、狩俣地区では、伝統の「追い込み魚」が盛んであるが、新鮮でおいしい魚がとれても、市場に流通させることができず廃棄することになってしまうという課題があった。そこで、狩俣自治会では、漁港で売れ残った地元産の魚を買い取り、惣菜として販売するなど、地産地消と漁業の第6次産業化を進めている。



「狩俣地区で獲れた新鮮な魚」



「園児のお弁当」



「魚の惣菜」

第3章

「つながり・支え合い」のある地域共生社会の実現を目指す

第3章

「つながり・支え合い」のある地域共生社会の実現を目指す

このほか、生産調整のために廃棄処分されていた新鮮な養殖もずくを買い取り、地元で直売会を開催して販売するなど、生産者と消費者をつなぐ活動を展開している。



「養殖もずくの直売会」

のは、働く人が対等な立場で発言でき、自分に合った就業時間を決められ、自らの特技を生かしてそれぞれが無理をせず、より良い地域づくりを進めることを仕事にできる新しい働き方に魅力を感じたことである。



「労働者協同組合かまた共働組合のメンバー」

地域づくりを仕事にする新しい働き方

こうした活動を続ける中、自治会として様々な事業を行っているにもかかわらず、法人格がないために個人名義で事業を行わざるを得なかった。そのような時、2022（令和4）年10月に労働者協同組合法が施行され、新たに設立が可能となる労働者協同組合の存在を知り、「若い世代が戻りたいと思える地域づくりのために、労働者協同組合を最大限活用したい」と考え、狩俣自治会を母体として、2022年12月に「労働者協同組合かまた共働組合」を設立した。

労働者協同組合を設立する決め手となった

現在、労働者協同組合かまた共働組合は、これまで実施してきた弁当作りを通じた配食や海・農産物の販路拡大事業などを軸として、経営基盤の確立とルールづくりを進めている。

今後は、自治会とも連携しながら、地域の空き家や空き地を活用した移住促進や地域をつなぐ地産地消と6次産業化を推進していくとともに、地域の将来や課題について皆で話し合いを重ねることを通じ、地域の課題解決に取り組んでいくこととしている。

(2) NPO法人やボランティア団体、企業など

（NPO法人やボランティア団体、シルバー人材センター、企業など多様な主体による地域における活動が実践されている）

地域の様々な動きに目を向けると、NPO法人、ボランティア団体、シルバー人材センター、企業などの多様な主体による、人と人とのつながりや参加の機会を生み育む多様な活動が実践されている。内閣府「特定非営利活動法人に関する実態調査（令和2年度）」によると、NPO法人の活動としては、「保健、医療または福祉の増進を図る活動」や「子どもの健全育成を図る活動」といったものの割合が高く、その他にも、「社会教育の推進を図る活動」や「まちづくりの推進を図る活動」なども挙げられる^{*21}。ここでは、地域における活動に対する人々の意識や具体的事例を通して、こうした活動の拡がりの可能性について見てみたい。

*21 同調査によると、NPO法人（n=3,156）の中で多い活動は、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」（54.5%）、「子どもの健全育成を図る活動」（41.1%）、「まちづくりの推進を図る活動」（39.2%）。認定・特例認定法人（n=782）の中で多い活動は、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」（54.9%）、「子どもの健全育成を図る活動」（50.8%）、「社会教育の推進を図る活動」（39.8%）である。

第7節 豊かで充実した勤労者生活の実現

1 中小企業退職金共済制度について

中小企業退職金共済制度は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的とした制度である。主に常用労働者を対象とする「一般の中小企業退職金共済制度」と、厚生労働大臣が指定した特定の業種に期間を定めて雇用される労働者（期間雇用者）を対象とする「特定業種退職金共済制度」とがあり、現在、特定業種として、建設業、清酒製造業及び林業が指定されている。2023（令和5）年3月末現在、加入労働者は約575万人であり、2022（令和4）年度の退職金支給件数は約34.9万件、退職金支給金額は約4,390億円となっている。

2 勤労者財産形成促進制度について

勤労者財産形成促進制度は、勤労者が豊かで安定した生活を送ることができるよう、その計画的な財産形成を促進するため、勤労者の自主的な努力に対して事業主及び国が支援するもので、財形貯蓄制度や財形融資制度等がある。

2022（令和4）年3月末現在、財形貯蓄契約件数は約670万件、貯蓄残高は約15兆円となっている。また、2023（令和5）年3月末現在、財形融資貸付件数は約5万件、貸付残高は約4,012億円となっている。

3 労働者協同組合法について

持続可能で活力ある地域社会を実現するため、出資・意見反映・労働が一体となった組織であって、地域に貢献し、地域課題を解決するための非営利の法人を、簡便に設立できる制度として制定された「労働者協同組合法」（令和2年法律第78号）が2022（令和4）年10月1日に施行された。

政府においては、労働者協同組合を通じて地域における多様な需要に応じた事業が実施され、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題解決に繋がるよう、労働者協同組合法の適切な普及促進を図る。

4 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律について

中小事業主が行う事業に従事する者等の安全・健康の確保及び福利厚生等の充実を図るため、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図るとともに共済制度を整備することを内容とした、「中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律」（令和3年法律第80号）が2021（令和3）年6月11日に、議



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

東日本
ブロック

労働者 協同組合 周知フォーラム

2022年10月、労働者が出資し、その意見を反映して自ら従事する労働者協同組合という新しい法人制度がスタートし、全国で労働者協同組合を活用した、新しい働き方、地域づくりが広がっています。

日時
1/28日
13:00-16:00
(開場 12:30-)

会場
一般財団法人埼玉県勤労者福祉センター
ときわ会館 5階 大ホール
(埼玉県さいたま市浦和区常盤 6-4-21)

参加費 無料 (事前申込制・定員 100名)
会場・オンラインともに手選りあり

プログラム

- 挨拶 堀井 奈津子（厚生労働省雇用環境・均等局長）
大野 元裕（埼玉県知事）ビデオメッセージ
五十嵐 立青（茨城県つくば市長）
※取組紹介：深野 成昭（埼玉県産業労働部多様な働き方推進課長）
- 基調講演 藤原 辰史（京都市大学人文科学研究所准教授）
「労働と自治 — 『はたらく』から『はたらく』へ」
- 事例紹介 「労働者協同組合の設立事例」
(パネルディスカッション)
 - 労働者協同組合フラスココース（北海道富良野市）
 - 労働者協同組合キフクト（神奈川県大和市）
 - 労働者協同組合上田（長野県上田市）
- 〈コーディネーター〉 藤井 恵里（ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン 代表）
〈コメンテーター〉 小島 明子（株式会社日本総合研究所 創発戦略センタースペシャリスト）
- 閉会挨拶 古村 伸宏（日本労働者協同組合連合会理事長）

【お知らせ】プログラムは、一部変更となることがあります。
新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況によりオンラインのみの開催となる場合がございます。

共 催： 厚生労働省、埼玉県
協 力： 茨城県つくば市
日本労働者協同組合連合会、ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン

広島市協同労働プラットフォーム

「自ら出資して経営に参画し、生きがいを感じながら地域課題の解決に取り組む労働形態である『協同労働』」により、就業や社会参加を希望する意欲と能力のある高齢者（満60歳以上の者）の社会的起業を促すためのプラットフォーム」事業（2014年よりワーカーズコープが受託）。

市民の皆さんによる個別プロジェクトの立ち上げを支援します

1 地域の高齢者・団体などで結成

- 目的**
- 地域課題を解決したい
 - 働きたい



協同労働

全員が出資・経営・労働

2 協同労働の仕組みを活用したプロジェクトを立ち上げ

春～夏/取組事例発表会・勉強会に参加[※]
秋/プロジェクトの検討・準備
11～12月/補助金の応募
冬/プロジェクト立ち上げ準備
4月～/プロジェクト立ち上げ

3 プロジェクトを開始・運営

効果

- 地域課題の解決
- 高齢者の就労
- 生きがいある社会参加[※]

1 検討～開始後の支援・相談
協同労働プラットフォーム(拠点事業所)

※協同労働の専門家

委託

広島市

※要件・上限・審査あり

2 補助金交付
(プロジェクト立ち上げ時)

経験と意欲を生かす
生涯ワーク『協同労働』
広島市「協同労働」モデル事業の概要

60歳からの輝き方

～地域に役立つ仕事おこし～

自分たちの地域は自分たちで守る

広島市では主に60歳以上の皆さんによる協同労働の仕組みを活用した地域課題解決のための支援をしています。

ふすけあい、まきえあふ地域へ。
協同労働ひろしま

広島市が進める協同労働モデル事業とは？

協同労働の仕組みを活用して地域課題の解決に取り組む意欲のある高齢者のみなさんを中心としたプロジェクトの立ち上げを以下の2方向から支援します。

1 コーディネーターによる支援

経験豊富なコーディネーターが事業の立ち上げから立ち上げ後の運営まで寄り添って支援します。

2 補助金の交付

事業の立ち上げの目標が立った段階に対して、立ち上げに費やす経費の一部を補助します。

補助金交付要約
補助金1万円
(上限10万円)
年2回
(09/12月予定)

- 広島市を拠点に活動し、メンバーが4名以上、うち半数が60歳以上であること
- 地域課題の解決に取り組む、地域の活性化につながる事業であること
- 事業の継続に必要な収益が見込まれること

協同労働とは？

みんなが自らできる範囲で出資し、みんなが対等な立場でアイデアを出し合って人と地域に役立つ仕事に取り組む仕組みが協同労働です。仲間と共に地域課題の解決を目指し、一人ひとりが主人公となって取り組みます。

出資 + 経営 + 労働



ひとと人が対等な立場で、地域に役立つ仕事に取り組む



本事業の協賛先として、広島市「協同労働」プラットフォームを推進するひろしま

tel 082.554.4400 fax 082.554.4401
e-mail platform-hiroshima@roukyou.gr.jp

〒730-0802 広島市中区本町2丁目6-11 第7クエンビル

受託運営団体：NPO法人ワーカーズコープ

実施主体：広島市

(事業所)広島市経済観光局 恵那橋後援

営業時間：平日10:00～18:00

休 業 日：土日祝・定休日・年末年始



http://platform-hiroshima.jp

自治会やNPOでの活動の限界を実感した地域住民が、協同労働プラットフォーム事業に参加し、耕作放棄地を活用した農的活動、環境や福祉などの地域課題の解決に向けて、広島市より助成を受けた30の協同労働の団体が活動している。

広島市「協同労働モデル事業団体」
地域オンリーワンの活動を目指す!!



伴・大塚の農業を
楽しく持続させる応援団



アグリ アシストとも

たすけあい、ささえあう地域へ。
協同労働ひろしま

広島市は、地域に役立つ仕事おこしに
チャレンジする市民のみなさんを「協
同労働」モデル事業で支援しています。
上記団体は、広島市から「協同労働」
個別プロジェクト立ち上げ事業補助金
を受け、活動している団体です。



農業の困りごととは
わしらに！

草刈り、芝刈り、
田起こし、代かき
害虫駆除、植木の手入れ、
農機具の点検など農業に
関するお困り事など



広島市
『協同労働モデル事業団体』



依頼者募集中！

農地でこんなお困りの方必見！

- ▼先延ばしにしてなかなか実行できない
- ▼近所から雑草のクレームがきている
- ▼女性だけなので体力仕事ができない
- ▼忙しくて草刈りを行う時間が無い



事前に現地や内容を確認してお見積をします。安心してお気軽にお問合せください

【お問合せ】

住所：安佐南区伴中央7-16-47-4
代表：西本 正憲

【アグリ アシストとも事務局】

上垣内 保之（080-3888-5197）
谷 本 敏正

草刈り、代かき、耕作—請け負います

広島市安佐南区で 農業、景観守る
JA組合員が団体「困った」解決
「協同労働」で

広島市安佐南区の伴・大塚地区を中心としたJA広島市の組合員14人が、全員で出資して経営、労働する協同労働「アグリアシスト」とも」を立ち上げた。地区のJA組合員を対象に、草刈りや水田の耕起といった農作業を請け負う。地域の農業と景観の維持が目的。JAは技術指導などで連携・支援していく。

(塩崎恵)

同地区は市の中心部から約10分の場所であり、住宅と農地が混在する。農家の高齢化が進み、耕作放棄地が増加。このため、景観悪化への懸念の声や農地維持などの課題が出ていた。

JAの伴支店と大塚支店は2018年夏、組合員を対象に今後の農業経営継続に関するアンケートを行った(約100世帯から回収)。「今後米作りを続けたいが難しい」「やめる」が計58%、後継者は「いない」「今後話し合う予定」が合わせて52%いることが

分かった。このような状況を踏まえて組合員有志が同年9月、「アグリアシスト」とも」を立ち上げた。メンバー14人は全員が兼業農家だ。主に同地区のJA組合員を対象に、草刈りや水田の代かき、畑の耕作など地域農業に関連する困り事を支援する。金額は見積もりを出し、双方が納得した上で作業する。

地域農業の維持へ、集落農協組織を設立する事例は多い。こうした組織は集落ごとに農機や施設の共同利用や共同での農作業といった、比較的大

がかりな作業を担う。これに対し、同地区では農家個々の困り事への対応を重視。協同労働組織の形態で、個人の求めに对应できるようにした。設立以来、30件近くの作業を受託した。ロコミで依頼が増え、作業の人手が足りない状況だ。このためメンバーが農家の知り合いなどに声を掛け、協力を集めていくとしている。

今後は耕作放棄地を活用して住民が農業をする場を提供することで、地域で支え合う農業に取り組みたり、農地維持のた

協同労働 参加する全員が出資・経営・労働を担う。1人1票が原則。何かを決める際は、全員の意見を必ず確認して全会一致での決定を目指す。事業継続のため収益を求めるが、経験や特技を生かし、自分らしく働くこと、地域を元気にすることを目的にしている。現在、全国で10万人が関わり、事業規模は1000億円(日本労働者協同組合連合会の推計)に上る。

協同労働を巡っては、与野党国会議員による超党派の議員連盟が、法人格を認める新たな法案骨子をまとめ、法制化に向け調整が続く。同労働では非営利で地域のために活動するが、現行法では労働者が出資して事業を行う法人形態が存在しなかった。法人格を持つことで社会的信頼が高まるなど、組織活動が安定することが期待されている。

地域の農業を守るため、立ち上げる必要があった。JAは月に1回開く同団体の会議に参加して、情報を共有。JAの広報誌で団体の宣伝や、技術支援、困っている組合員の情報を団体につなぐなどして連携する。

JAは「地域の活性化へ組合員の力は不可欠。しっかりと連携していきたい」(伴支店)と話す。事務局長の上垣内保之さん(72)は「愛着ある

農協の組合員14人が協同労働の組織「アグリアシストとも」を立ち上げ、地区の組合員農家を対象に、草刈りや農作業を支援。地域住民も参加して耕作放棄地などの開墾も。

草を刈り、木を伐採してきれいな農地に戻した上垣内さんと組合員の園田晃司さん(広島市で)



令和4年度予算額: 290万円



労働者協同組合制度の活用支援など、協同労働に取り組む意欲ある地域や団体を総合的に支援

※【協同労働】…「出資・経営・労働」を三位一体にした働き方で、地域住民が主体的に参画しながら多様な地域課題を事業化することで解決を図り、持続可能で活力ある地域社会の実現に資するもの。

1. 背景

- (1) 令和4年10月に労働者協同組合制度が施行。地域課題の解決を事業化することに適した法人格が誕生する
- (2) 市内にはこの制度活用を検討している地域や団体があり、特に人的支援を望んでいる（令和3年10月24日協同労働研修会時の調査より）
- (3) 新たな地域コミュニティ組織で若者や女性に関わるプロジェクトづくりを進めている

2. 目的

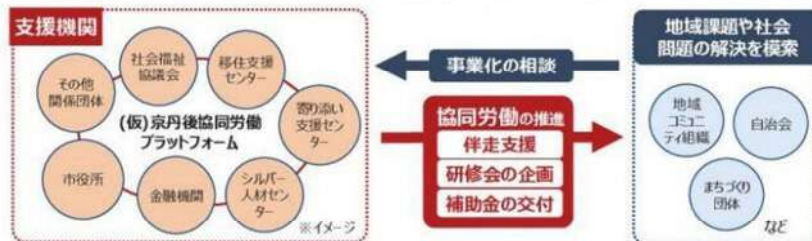
- ・ 協同労働などビジネスの手法を用いて地域課題や社会問題を解決する地域事業を推進
- ・ 令和4年10月に施行される労働者協同組合の制度活用を進めるなど、意欲ある地域や団体を総合的に支援

3. 事業内容

- 協同労働推進業務委託料 110万円
 - ・ 協同労働や労働者協同組合に関する相談対応
 - ・ 団体及び地域の伴走支援 など
 - ・ 研修会の企画・運営（年6回程度）
- 協同労働事業支援補助金 180万円
 - ・ 上限30万円/年（補助率1/2）
 - ・ 最大3年間の支援、R4年度は6団体を想定

4. 事業化イメージ

- 「（仮）京丹後協同労働プラットフォーム」を設置し、協同労働を推進
- この支援機関の人的支援と財政支援により、地域の取り組みを総合的に推進



5. 事業イメージ

- ・ 子育て支援
- ・ 高齢者介護
- ・ 障がい者支援
- ・ 廃校活用
- ・ 空き店舗活用
- ・ 農地・山林活用
- ・ リサイクル、製造業
- ・ 清掃、設備メンテナンス
- ・ 移動支援
- ・ 緑化、剪定
- ・ 事業継承 など



高齢者主体の高齢者ケア



耕作放棄地の活用



過疎地有償運送など移動支援



多世代が集まる地域食堂

※写真はイメージ

6. 想定される効果

- ・ 地域が自ら稼ぎ、仕事として、持続的に地域課題を解決
- ・ 地域資源を活用した地域密着型事業の創出（資源の循環・雇用創出）
- ・ 地縁組織との連携により、地縁組織の負担軽減や自治機能の強化につなげる

茨城県つくば市 令和5年度予算 「労働者協同組合の設立支援事業」に456万円を計上。

⑤「活気ある地域」「市民主体のまちづくりの機運を高めるため、市民や地域活動団体等へ労働者協同組合の周知・相談業務を実施します」。

つくば市 令和5年度予算 主な取組

令和5年度当初予算は、市民一人ひとりの幸せにつながる施策を進めることで、誰一人取り残さないつくばを市民と「ともに創る」ための予算としました。

1 徹底した行政改革



スマートシティ推進事業
2億3,863万円(+1億3,819万円)
地域住民が抱える困りごとや課題を解決するため、科学技術を活用したつくばスーパーサイエンスシティ構想を推進します。

地域交流センター機能拡充事業
2,751万円(+2,265万円)
全地域交流センターにフリースペースや無料Wi-Fiを整備し、相談業務を開始することで、多世代が利用しやすい場所になります。



2 安心の子育て



子育て支援拠点事業
1億1,735万円(+784万円)
地域の子育て支援の充実を図るため、常設の地域子育て支援拠点を11か所にします。(1か所増)

学校建設事業
(仮称)みどりの南小学校・中学校建設事業 51億2,207万円
(仮称)中根・金田台地区小学校建設事業 14億8,164万円



3 頼れる福祉



高齢者電動アシスト自転車購入費補助事業 3,675万円
自動車の代替手段の確保や社会参加の促進、介護予防の推進等を図るため、対象自転車等の購入費を補助します。

障害福祉サービス給付事業
54億7,428万円
障害者(児)の日常生活や社会生活を総合的に支援するため、障害福祉サービスに係る給付を行います。



4 便利なインフラ



地域公共交通
つくばバス運行事業 3億7,580万円
路線バス運行実証実験事業 2,159万円(+1,403万円)

自転車のまちづくり事業(拠点整備、イベント、計画策定、バスラッピング)
7,338万円
サイクルコミュニティや自転車利用の機運醸成を図るため、幅広い世代の市民を対象とした各種施策を実施します。



5 活気ある地域



(仮称)みどりの学校プール建設事業
17億632万円
TX沿線の複数の学校プールを集約した屋内温水プールを整備します(学校での使用時以外は一般開放予定)。

防犯ステーション設置事業
1,121万円
みどりの地区に地域の防犯活動の拠点となる防犯ステーションを設置します。



6 誇れるまち



つくばセンタービル公共施設改修事業
5億4,682万円
つくばセンタービルのリニューアルを進めることで、新たな市民活動拠点として生まれ変わります。

観光施設改修・整備事業
筑波ふれあいの里キャンプ場改修事業 1億3,309万円
豊里ゆかりの森園内周遊コース等整備事業 1億2,849万円(+1億497万円)



継続 スマートIC整備事業 3億2,196万円

つくばスマートICの整備を進めるため、本機部の工事や接続する一般道の交差点改良工事等を行います。

新規 視覚障害者向けナビゲーションシステム実証実験 95万円

鉄道とバスなど複数の公共交通の経路のない乗継ぎを支援するため、アプリを用いた案内誘導の実証実験を行います。

新規 高機能消防指令センター総合整備事業 995万円

住民の生命・財産を守り、地域の安全・安心の向上を図るため、指令システムに関わる機器や装置等の更新を行います。

拡充 消防団員の処遇改善 4,751万円(+323万円)

各地域の消防団員数を確保し地域防災力の一層の充実・強化に繋げるため、消防団員の処遇改善を行います。

5 活気ある地域

新規 労働者協同組合の設立支援事業 456万円

市民主体のまちづくりの機運を高めるため、市民や地域活動団体等へ労働者協同組合の周知・相談業務を実施します。

新規 産業用地検討事業 541万円

企業誘致を促進するため、産業用地の創設等を検討します。

拡充 起業家育成支援事業 600万円(+500万円)

主に官民の教育・研究機関における起業希望者や起業支援希望者を対象に、実践的な研修プログラムを実施します。

新規 スマート農業推進事業 200万円

スマート農業の導入に必要な機器等の購入費用の一部を補助します。

継続 ジオパーク中核拠点施設整備事業(旧筑波東中学校) 9,590万円

筑波山地域ジオパークの魅力向上とジオパーク活動推進のため、ジオパーク中核拠点施設を整備します。

継続 平沢官衙遺跡歴史むらび再整備事業 6,407万円

立体復元した建物の屋根の経年劣化に対処するため、土倉茅葺屋根の改修工事等を実施します。

6 誇れるまち

継続 (仮称)つくば市陸上競技場整備事業 1,577万円

(仮称)つくば市陸上競技場の整備に向けて基本計画を策定します。

新規 公共施設のゼロカーボン化に向けた再生可能エネルギー設備導入調査 2,000万円

公共施設への太陽光発電設備の設置可能性や設置容量、設置手法等の調査を実施します。

新規 気候市民会議運営事業 943万円

市民協働による脱炭素社会の実現に向けて気候市民会議を開催します。

拡充 生物多様性つくば戦略の策定 2,933万円(+2,688万円)

つくば市の豊かな自然を未来へ引き継ぐため、生物多様性つくば戦略の策定を進めます。

新規 市民協働景観形成事業 402万円

景観形成に対する意識啓発のため、樹種等を調査できるシステム等を活用し、市民と協働で樹木調査を行います。

新規 公園管理台帳システムの構築及び樹木医による診断 2,632万円

公園台帳のデータ化による施設の一管理と、樹木医の診断による公園内の樹木管理を進めます。

継続 公園建設事業 7億3,965万円

豊丸地区、上河原崎・中西地区の公園整備とさくら運動公園内の施設整備を行います。

継続 電子図書館運営事業 1,031万円

電子書籍の量的拡充とともに、電子書籍と図書館システムとの連携による利便性向上を図ります。

令和5年度 当初予算総額	一般会計	1,085億1,000万円
	特別会計 (国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険事業 他)	358億607万円
1,705億 931万円	水道事業会計	96億8,194万円
	下水道事業会計	165億1,130万円

※予算額は、千円以下を四捨五入した表記となっています。

つくば市
市長公室
TSUKUBA

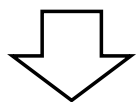
市民が担う新しい公共の創造へ
～持続可能な地域づくりに協同労働の活用を

持続可能な「地域づくり」の基本政策に協同労働の活用を ～住民の福祉の向上と住民自治の促進に向けて

＜法の目的＞

- 「多様な就労の機会の創出」～誰もがその力を発揮できる就労の場を地域に
- 「地域の多様な需要に応じた事業の促進」～地域の課題解決と魅力の創造
- 「持続可能で活力ある社会の実現」～SDGs、地方創生、地域共生社会

＜基本原理＞「出資」「意見反映」「事業従事」の3原則～労働の場に自治と民主主義を



こうありたいと願う暮らしや地域は自分たちの手でつくり出す
協同労働を生かした地域づくりの主体の形成へ

■主な省庁の政策と協同労働の活用の検討と期待

- 厚労省「地域共生社会」「多様な働き方の推進」「子育て家庭支援」
 - ・当事者主体のケア、高齢者の就労、活躍の場づくり、社会的困難にある人たちの居場所と働く場の創出、地域包括ケアシステム、重層的支援体制整備事業の住民の主体づくりとしての期待
 - ・新たな就労政策～職業訓練や起業（創業）支援策と地域づくりを結んで
 - ・子どもの居場所支援「児童育成支援拠点事業」等
- 文部科学省「多様な学びと育ち」「子どもの貧困対策の推進」
- 農水省「農村型地域運営組織（農村RMO）」「農福連携」「食育」
- 総務省「地域運営組織（RMO）」「地域おこし協力隊」「指定管理者制度」
- 環境省「地域循環共生圏」「里山未来拠点形成支援事業」「脱炭素先行地域」
- 内閣府・国交省「小さな拠点」「地域運営組織」
- 法務省「矯正就労支援情報センター」（コレワーク）との連

■自治体の政策と結んで、労働者協同組合・協同労働の活用を

- 産業労働 失業問題と多様な働き方推進、相談支援、社会的起業支援、起業型職業訓練、継業など。
- 市民協働 相談支援、市民自治推進、市民活動促進、コミュニティ支援、地域運営組織、防災など。
- 地域福祉 地域福祉計画への位置づけ。高齢者、障害のある人、ひきこもり、生活困窮、女性、若者…居場所と働く場の創出、子育て支援・地域包括ケアシステム、重層事業の参加・地域支援の住民の主体づくりなど。
- 生涯学習 まちづくり・仕事おこし講座と社会教育・公民館活動との連携、市民大学。
- 農林業 農村RMO、集落営農、農福連携、自伐型林業と森林資源の活用。
- 環境 再生可能エネルギー、資源リサイクルと地域循環。
- 企画政策 まちづくり計画への位置付け、地域おこし協力隊の出口戦略、指定管理者制度のまちづくりへの位置付け。

■公共の新たな担い手として労働者協同組合の位置付けを

市民が協同で担う新しい「公共」の創造へー

営利企業でも社会福祉法人でもない

公共の新たな担い手として、労働者協同組合の位置付けを

自らの地域の公共を市民自身が協同労働で担い、

利用者や住民の声を大切に受けとめ、

その悩みや願いを共に実現する中で、

地域づくりの拠点（地域社会を形成する基盤）として発展させたい。

～公共を市民の手で豊かにしていくために活用して下さい。

■おわりに

一人ひとりの小さな挑戦が地域を元気にし、

社会の未来をつくる力に

だれもが、その力を生かし合う持続可能な地域社会の実現へ。

參考資料



<必要>から始める仕事おこし 「協同労働の」可能性

岩波ブックレット



暮らしや地域に必要な仕事は自分たちで立ち上げよう！働く者たちが自ら出資して仕事をおこし、経営にも携わる。労働者協同組合法が成立し、いま「協同労働」という新しい働き方が広がろうとしている。行き詰る日本の雇用や労働の問題を浮き彫りにしながら、「協同労働」の意義や具体的な実践を検証し、その可能性を探る。

2022年2月4日発行

著者 日本労働者協同組合連合会 編

定価:682円(税込)

A5・並製・88頁

<https://www.iwanami.co.jp/book/b599105.html>

協同ではたらくガイドブック—実践編—

一般社団法人協同総合研究所発行



これまでワーカーズコープが培ってきたノウハウを一冊にまとめました。

わたしたちが暮らす地域で、わたしたちに必要な仕事を、わたしたち自身がおこす。

協同労働やワーカーズコープへの注目が集まる中、実際に立ち上げるために必要な手続きや法制度の中身について解説しています。ご関心のある方はお気軽にご注文ください。

第1章 新しい働き方をつくろう

第2章 実践的に考えてみよう

第3章 労働者協同組合を設立しよう

第4章 協同労働を実践する労働者協同組合の紹介

〈資料〉・各種法人格の違い

・定款の基本

・協同労働の協同組合の原則

2021年12月1日発行

発行・制作 一般社団法人 協同総合研究所

定価:1,100円(税込)

B5判・全80頁

<https://jicr.roukyou.gr.jp/202110271823/>



2021年5月26日(水)

グローバル企業にも負けない！？ 世界で注目の働き方

■ グローバル企業にも負けない！？ 世界で注目の働き方

<https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4549/>

(動画) <https://www.dailymotion.com/video/x81j567>

■ いま注目される 持続可能な働き方「協同労働」とは？

<https://www.nhk.jp/p/gendai/ts/WV5PLY8R43/blog/bl/pkEldmVQ6R/bp/pP1nIL5V7K/>

■ ワークスコープ連合会 古村伸宏理事長に聞く！ 協同労働とは？

<https://www.nhk.jp/p/gendai/ts/WV5PLY8R43/blog/bl/pkEldmVQ6R/bp/p5Gwla4MA5/>

■ 協同労働に関する支援・相談窓口

<https://www.nhk.jp/p/gendai/ts/WV5PLY8R43/blog/bl/pkEldmVQ6R/bp/ppo8Lwlm35/>

■ 世界で注目 「プラットフォーム協同組合」とは？

<https://www.nhk.jp/p/gendai/ts/WV5PLY8R43/blog/bl/pkEldmVQ6R/bp/pNgV1yZXkE/>

■ (動画) コロナ禍で注目！ 「協同労働」とは？

<https://www.nhk.or.jp/d-garage-mov/movie/41-520.html>

■ (動画) 持続可能な地域作りを目指す 愛媛県にある協同労働の団体の取り組み

<https://www.nhk.or.jp/d-garage-mov/movie/41-512.html>